

# 国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第3版)(案)

平成28年 月 日  
内閣官房国土強靱化推進室

# 目 次

	(頁)
はじめに	3
地域強靱化計画策定のために 役立つ情報ソース「三つの矢」とあると便利な「七つ道具」	5
I 国土強靱化とは	7
1. 国土強靱化の理念	
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等	
3. 防災との違い	
4. 基本的進め方～PDCA サイクルの徹底～等	
5. ソフト対策とハード対策の組み合わせ	
6. 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ	
II 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは	16
1. 地域強靱化計画の位置付け	
2. 基本計画との関係	
3. 地域強靱化計画において定める内容	
4. 策定主体	
5. 計画の対象とする区域と取組	
6. 他の計画との関係	
7. 地域強靱化計画間の調和について	
8. 地域強靱化と地方創生等の関係	
9. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット	
III 策定手順とそれぞれの策定手法等	31
1. 策定体制の構築	
2. 地域強靱化計画策定の基本的な進め方	
[STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化	
[STEP2] リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定	
[STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討	
[STEP4] リスクへの対応方策の検討	
[STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け	
3. その他留意すべき事項	
IV 計画の推進と不断の見直し等	52
1. 他の計画等の必要な見直し	
2. 計画の進捗管理	

### 3. 計画の不断の見直しと段階的策定

V 国への相談等	58
（別紙1）強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靱化基本法 ー抜粋ー	59
（別紙2）国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない 最悪の事態	63
（別紙3）国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧	64
（別紙4）国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の 支援について	72
（別紙5）国土強靱化推進に関する国等の取組等	74
（別紙6）地域強靱化計画関連 Q&A	75

## はじめに

我が国は、豊かな自然に恵まれた風光明媚な国で、春夏秋冬の四季、温泉、美味しい食べ物があります。豊かな自然は、地域の住民や来訪者等に多くの恵みを提供し、地域の活力の源となっています。

一方、この豊かな自然は、台風、大雨、大雪等の気象災害や、地震、火山、津波等の地象災害の原因ともなり、地域、個人からそれまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪ってしまうこともあります。

人間の一生の長さとは地震、火山噴火等大災害の発生間隔には隔たりがあり、現在の地域や住民単位でみれば災害経験がないと、ややもすると災害に対する警戒心が欠如しやすい場合もあるのではないのでしょうか。しかし、気候変動により局所的短時間豪雨災害等はますます頻発化・激甚化することや南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されています。

土砂災害、竜巻災害等市区町村内の一部の地域へ大きな被害を与える局所災害も毎年のように発生しています。こうした災害への対応は第一義的に市区町村に求められます。また、社会活動が複雑化している中、他地域での災害により、当該地域が大きな影響を受けることも懸念されます。

人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境も大きく変化する中、災害は全国どこでも起こりうる認識のもと、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つではないのでしょうか。

我が国は、東日本大震災、マグニチュード9.0という歴史的にも、世界的にも未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）」（以下「基本法」という。）が制定されました。この法律の理念は、大規模自然災害等に備えるには、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するものです。法律の中で、地方公共団体の責務として、「第四条 地方公共団体は、(中略)国土強靱化に関し、(中略)地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、「第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(中略)国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされています。

このことから、地方公共団体が国土強靱化を進める第一歩として、国土強靱化地域計画（以下「地域強靱化計画」という。）（\*）を策定することは、その責務に鑑みても、合理的であり、意義あることではないでしょうか。想定外の事態をも想定して、いわば将来への投資として事前の備えを積み重ねていく、同時に、それを地域の活性化につなげていくというチャレンジが、国土強靱化です。地域強靱化計画とは、どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

国土強靱化施策は、新しい施策であり、地域強靱化計画策定も、多くのご担当者にとっては初めての経験になると思われます。そのため、国としても、本ガイドラインの作成、説明会の開催や出前講座などにより、計画の必要性や策定手法の周知を図っています。また、地域強靱化計画の実施にあたっては、関係府省庁において関連する交付金や補助金で支援しています。

本ガイドラインは、有識者を構成員としたワーキンググループのご指導のもとに第1版を平成26年6月、第2版を平成27年6月に作成いたしました。今まで、いくつもの地域強靱化計画が策定されました。有識者からの助言、計画を策定された地方公共団体からご提供いただいたノウハウ、地方公共団体の皆様と内閣官房の意見交換など通じて得られた知見をもとに、計画策定(改定)の道筋を考えるうえで参考となるよう、第3版を作成しました。都道府県では地域強靱化計画の策定が順調に進んでいることから、特に、市区町村(\*\*)の担当者の皆様に念頭に改定しました。また、よくお問い合わせ頂く質問を「(別紙6)地域強靱化計画関連Q&A」(75頁)として追加しました。

なお、最初から完璧な地域強靱化計画を策定するより、優先順位の高い施策を中心に、地域強靱化計画を策定し、順次拡充するという発想も、自然災害への現実的な対応としては、必要なことではないかと考えます。

各地域において、本ガイドラインを参考に、地域強靱化計画の意義をご理解いただき、計画を策定して取組を推進し、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいかれることを期待しています。

(\*)「国土強靱化地域計画」は、従来のガイドラインで「地域強靱化計画」、実務で「地域計画」と呼称されています。本ガイドラインでは、一般的に使用する場合には、原則、従来のガイドラインに合わせ「地域強靱化計画」としています。

(\*\*)「市区町村」中、「区」は東京都特別区を意味しています。本文では、基本法に合わせ、「市町村」と記述しています。

## 地域強靱化計画策定のために 役立つ情報ソース「三つの矢」とあると便利な「七つ道具」

ここでは、実際に地域強靱化計画を策定する際に参考となる情報源、資料等について記載します。

### ① 役立つ情報ソース「三つの矢」

#### その一 本ガイドライン

基本的なことをコンパクトにまとめています。法律の抜粋等も記載していますので、まずは、お読みいただくと幸いです。

#### その二 内閣官房のホームページ

別紙5（74頁）にも記載しましたが、国土強靱化に関する多様な情報を掲載しています。

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/)

#### その三 出前講座

内閣官房職員が説明に伺います。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/pdf/demaekouza.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/demaekouza.pdf)

### ② あると便利な「七つ道具」

本ガイドライン「Ⅲ 策定手順とそれぞれの策定手法」で、計画策定の具体的な実務を説明しますが、それに沿って、計画を策定される際、上記に加え、以下の資料が役立つと思われます。

#### その四 国が策定した「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」

#### その五 国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集

26年度、27年度のモデル事業団体の地域強靱化計画について、概要をまとめたものです。

#### その六 自団体の総合計画、地域防災計画等各種計画

#### その七 市町村の場合は包括する都道府県の地域強靱化計画

なお、上記、国で作成した「その四」及び「その五」は、冊子を地方公共団体に配布しておりますが、「その四」については上記内閣官房ホームページでも入手可能です。また、冊子について、余部があるものについてはご提供できますので、お問い合わせください。「その七」についても、上記ホームページから各地方公共団体のホームページにリンクを貼っています。ご利用ください。

## 〔参考〕大災害の教訓

日本は、その地理的、地質的特性から、度重なる大規模自然災害により、様々な被害がもたらされてきました。

1923年の関東大震災は、M7.9の巨大地震が近代化した首都圏を襲った初めての大きな災害であり、広い範囲で被害が生じ、また、大規模火災が発生し、死亡者の約9割の方が火災で亡くなりました。

1959年の伊勢湾台風(台風15号)は、台風災害としては明治以降最多の死者・行方不明者数 5,098名に及ぶ被害が生じました。

1995年の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度7の直下型地震が初めて大都市を直撃し、死者数の約8割の方が家屋の圧壊等により亡くなり、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。

2011年の東日本大震災は、観測史上最大のM9.0の巨大地震と最大の遡上高が40mを越える津波が発生し、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大きな災害となりました。また、帰宅困難者の発生、ガソリン不足などが深刻な問題となりました。一方、「釜石の出来事」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。東日本大震災は、これまでの「防護」という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは、限界があることを教訓として残しました。

このような大規模自然災害の歴史を顧みると、これまで種々の災害対策を講じてきたものの、「大規模自然災害の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」を繰り返してきました。この現実を目をつぶることなく、これを避けるためには、過去の教訓に学び、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを平時から構築しておくという発想が重要です。こうした発想に基づく持続的な取組こそがより安心・安全な国づくりに資するといえましょう。



関東大震災での火災  
(写真提供：国立科学博物館)



伊勢湾台風の被害状況  
(写真提供：愛知県)



阪神高速道路の高架橋の倒壊  
(写真提供：神戸市)



消防局職員と消防団員による行方不明者の捜索活動  
(写真提供：仙台市)

# I 国土強靱化とは

はじめに、国土強靱化に関する基本的な事項として、「国土強靱化の理念」、「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」等について、国の策定した「国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)」をもとに説明します。また、国土強靱化を理解していただくに必要な「防災との違い」等について説明します。

## 1. 国土強靱化の理念

国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）において、おおむね以下の通り記載されています。

- 我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性故に、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。
- 大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。
- 東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていく必要があります。
- そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。
- このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

## 2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等

○ 1 で述べた国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進することを定めています。

### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
- ・各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと  
など

### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと

- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること

### (3) 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること など

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

上記のうち、「(2) 適切な施策の組み合わせ」については、「ソフト対策とハード対策の組み合わせ」、「『自助』、『共助』、『公助』の組み合わせ」及び「平時における利活用」として別途説明します。

○また、国の基本計画においては、上述の他に、民間投資の促進や地方公共団体等における体制の構築など「特に配慮すべき事項」についても定めているところです。

○地域において強靱化を推進するに当たっては、これらの「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」等との調和の確保に留意しつつ、地域の特性を踏まえ、地域強靱化を推進する上での基本的な方針等を定めることが望まれます。

○なお、地方公共団体、特に市町村は、個々の市町村によりその態様や権能が異なることから、基本的な方針を定める際には、包括する都道府県や類似の地方公共団体の地域強靱化計画を参考とすることが有効です。

※基本計画及び各地域強靱化計画へのリンクは、内閣官房のホームページにおいて掲載（地域強靱化計画はリンク）しています。

（当該ホームページのアドレスは、

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/) です。）

### 3. 防災との違い

- 「**防災**」は、基本的には、地震や洪水などの「**リスク**」を特定し、「**そのリスクに対する対応**」をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「**地震災害対策編**」「**津波災害対策編**」など、**リスクごとに計画が立てられています**。
- 一方、**国土強靱化**は、**リスクごとの対処対応をまとめるものではありません**。それは、①**あらゆるリスクを見据えつつ**、②**どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとする**ものです。
- そのためにも、まず第一に、**あらゆる災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかに**します。災害の規模・態様にかかわらず**起きてはならない最悪の事態を出発点とし、当該最悪の事態をもたらしな**いリスクを減らすために**事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチ**です。その際にはもちろん、上記の基本目標に掲げた人命の保護や重要な機能に着目します。国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）**強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくり**を平時から持続的に展開していこうとするものです。そしてそうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるものが、強靱化の計画なのです。
- すなわち、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を**リスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進する**ものです。実施主体も、地域においては、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進める**ものです。
- なお、地域強靱化計画と地域防災計画の関係については、後述します（22頁）。

## 4. 基本的進め方～PDCA サイクルの徹底～等

### (1) PDCA サイクルの徹底

- 基本計画では、「国土の強靱化」は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、
- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
  - ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
  - ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
  - ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
  - ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善
- という PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、国全体の強靱化の取組を推進することとしています。

### (2)脆弱性の評価

- 国土強靱化の取組は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状の**どこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み計画を策定し推進している点**に特徴があります。

- 特に「脆弱性の評価」は、国土強靱化の取組、基本計画における最大の特徴と言えます。「脆弱性の評価」について、基本法では、

（施策の策定及び実施の方針）

**第九条** 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

（略）

五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

（略）

とされており、基本計画の策定にあたっては、

(国土強靱化基本計画の案の作成)

**第十七条** 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。

5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

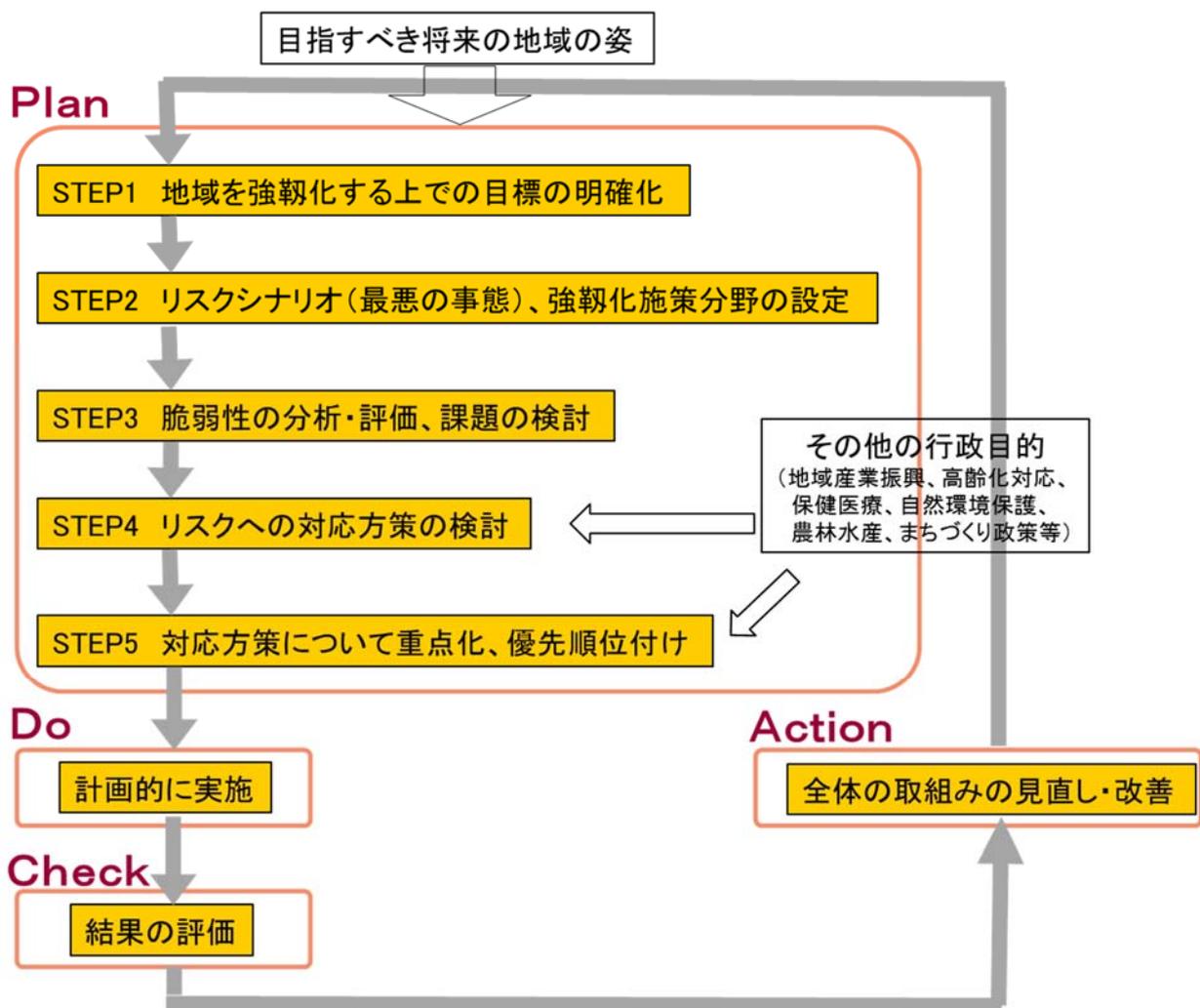
6 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。

(略)

とされています。

そのため、基本計画策定にあたっては、まず、「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果（平成 26 年 4 月国土強靱化推進本部）」で脆弱性評価を行い、その後、基本計画を策定しています。

以下の図において、実務として、計画を策定することも含めた、上記 PDCA サイクルをまとめましたが、特に「Plan」について「Ⅲ 策定手順とそれぞれの策定手法」で述べます。



### (3)平時における利活用

○国土強靱化の取組を推進するに当たっては、例えば、無電柱化（災害時：電柱倒壊防止等、平時：景観向上等）や海岸防災林（災害時：津波エネルギー減衰等、平時：景観維持等）のように、**災害時等だけでなく、平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点や、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意**することが必要です。

## 5. ソフト対策とハード対策の組み合わせ

○国土強靱化は、その基本目標から、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみでは不十分であり、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するものです。

○例えば、ハザードマップの作成や避難訓練といった「ソフト対策」は、限られた財政の中で、短期間に一定の効果を得るための有効な対策となり得るものです。一方、「ハード対策」は、堤防の整備や施設の耐震化のように、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように、時期を逸することなく着実に対応することが求められるものがあります。従って、**長期的な視野の下で、全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせ、多重防御の考え方により、計画的に施策を推進**していくことが重要となります。

### 〔参考〕水害・津波対策の例

#### ソフト施策

○ハザードマップの作成・活用



○避難訓練の実施



#### ハード施策

○河川・海岸堤防の整備



○迅速かつ円滑な避難のための避難施設、避難路等の整備



適切な  
組合せ

○既に策定された地域強靱化計画を見ても、ハード施策のみではなく、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施などの多くのソフト施策も盛り込まれています。

〔参考〕ソフト施策及びハード施策の KPI の例

ソフト施策の KPI の例	ハード施策の KPI の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者名簿の策定数</li> <li>・防災教育指導者の養成</li> <li>・小中学校での防災教育の実施件数</li> <li>・津波ハザードマップ作成・配布及び 防 災訓練実施率</li> <li>・消防団員数</li> <li>・自主防災組織による活動カバー率</li> <li>・土砂災害防止法に基づく基礎調査</li> <li>・中小企業のBCP策定率</li> <li>・土砂災害防止法に基づく基礎調査</li> <li>・地籍調査進捗率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点となる公共施設等の耐震化率</li> <li>・公立学校施設（専修学校含む）の耐震 化率</li> <li>・海岸堤防の整備</li> <li>・水門の自動化遠隔操作率</li> <li>・緊急輸送道路等の整備延長</li> <li>・治山施設の整備</li> <li>・排水機場の耐震・耐水化</li> <li>・医療機関の耐震化率（災害拠点病院）</li> <li>・社会福祉施設の耐震化率</li> </ul>

（注） 1 KPI：重要業績指標（Key Performance Indicator）。

2 策定済み地域計画から選定し作成。

## 6. 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ

○大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを実現するためには、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め、全ての関係者の叡智<sup>えい</sup>を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠です。

○そして、連携と同時に、**地域における民間事業者、住民一人一人が**、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、**主体的に行動することが取組の基礎**となります。

○このため、行政は国土強靱化が正しく理解され、民間事業者や住民の行動規範に広く浸透するよう努めるとともに、**行政・民間事業者・住民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靱化の取組の輪を広げ、重ねていくことが重要**です。

## Ⅱ 国土強靱化地域計画（地域強靱化計画）とは

### 1. 地域強靱化計画の位置付け

（地域強靱化計画の性格）

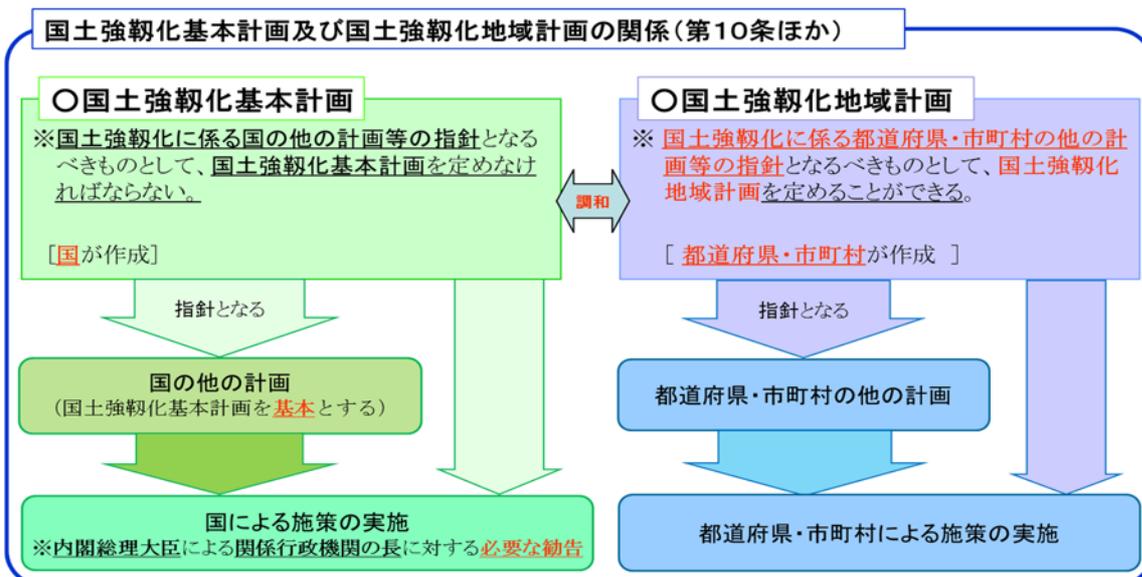
○地域強靱化計画は、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものであり、基本計画と同様に、国土強靱化に係る計画等の指針（いわゆる「アンブレラ計画」（17頁図））としての性格を有するもの（以下「国土強靱化に係る指針性」という。）です。

○すなわち、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものです。

基本法第十三条（国土強靱化地域計画）

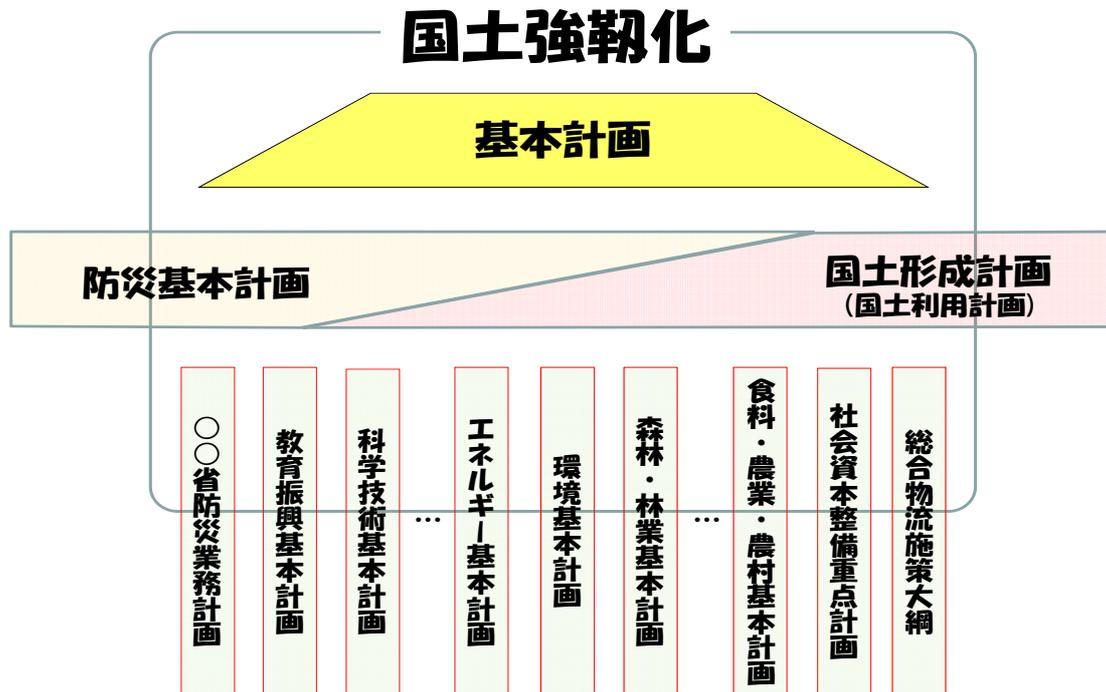
都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

#### 〔参考〕国土強靱化に関する計画の体系



注：上記の「国土強靱化地域計画」が、このガイドラインでいう「地域強靱化計画」です。

〔参考〕国の基本計画のアンブレラのイメージ



○また、各種計画等における修正が地域強靱化計画の策定や見直しにつながる場合もあります。

#### (策定の必要性)

○国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、**地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠**です。

○地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、**住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するもの**であり、極めて重要なものです。

○加えて、基本法においては、地方公共団体の**国土強靱化に関する責務**として、

基本法第四条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。**

とされており、この責務を**果たす手段が地域強靱化計画の策定**ともいえます。

○これらを踏まえると、地域強靱化計画が、**すべての都道府県においてすみやかに策定され、また、市町村においてもできる限り早期に策定されることにより、強靱な国づくりを総合的に推進することが望まれます。**

## 2. 基本計画との関係

### (1) 基本計画との調和について

○基本法において、基本計画は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとされており、具体的には、

- ① 基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- ② 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- ③ 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとされています。（基本法第十条第一項及び第二項）

○そして、基本法においては、**地域強靱化計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないこととされています。**（基本法第十四条）

○地域強靱化計画の策定にあたっては、特に、基本計画における

#### ① 「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靱化」を推進する。

## ② 「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」及び「特に配慮すべき事項」

について、調和を保つよう留意することとします。

ただし、調和が保たれることを前提に、地域の状況に応じ地方公共団体の独自の目標の設定（追加）等独自性を出すことも求められると考えられます。【目標の設定については 36 頁参照】

### (2) 国と地方公共団体の役割分担

○国においては、大規模自然災害等のリスクに備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、

- ・ 国家機能に直結する、あるいは広域的な対応が必要であるといった国の役割の大きさ
- ・ 事態が回避されなかった場合の影響の大きさと緊急度

等の観点から、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群である「プログラム」単位で施策の重点化を図り、基本計画を策定しています。

○一方、地方公共団体においては、基本計画との調和を保ちつつ、それぞれの**地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について個別の事業も含め、重点化・優先順位付けしながら、地域強靱化計画を策定**することになります。

### 3. 地域強靱化計画において定める内容

○基本法においては、地域強靱化計画で定める事項について具体的に定められてはいません。

○しかしながら、2の(1)で述べたように、基本計画については、基本法第十条第二項において、対象とする施策分野、国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的

な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めるものとされています。

- そこで、基本計画との調和が保たれるべき地域強靱化計画においては、地域における国土強靱化を推進する上で対象とする施策分野、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めることが考えられますが、**基本計画との調和が確保される範囲内であれば、地域強靱化計画にいかなる事項をどの程度定めるのかにつき**、例えば、施策分野にとどまらず、個別の事業についても具体的に定めるなど、**地域の特性を十分に踏まえ、策定主体が創意工夫を講じることが重要**です。

## 4. 策定主体

- 地域強靱化計画は、都道府県又は市町村が主体となり策定**します（基本法第十三条）。なお、東京都特別区の各区は策定主体となりえます。
- 南海トラフ巨大地震のように、非常に広範囲に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中だけでは評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を活用したり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域強靱化計画の検討に反映したりする等、**国の地方支分部局と相談、連携等を行いながら、関係する地方公共団体と調和を図る**ことが有用です。
- 地域の状況等を踏まえ、複数の市町村、又は一の都道府県と複数の市町村が共同で一の地域強靱化計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、共同で策定することができます。これまでに共同で策定した例はないものの、地域強靱化計画を策定した地方公共団体からは、都道府県と市が地域強靱化計画の検討を共同で行った結果、単独よりも円滑に策定できたと思われるとの報告もあることから、複数の地方公共団体が共同で検討、策定することは大変有効な手法と考えられます。  
その際、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となって、ブロック内の市町村と協働して地域強靱化計画の内容を検討するなど、市町村の地域強靱化計画の策定を支援することも考えられます。

- 複数の地方公共団体が共同で一の地域強靱化計画を策定する際は、その記載内容がすべての地方公共団体に共通する場合と、一部の地方公共団体に適用される場合があると考えられるため、どの記述がどの地方公共団体に関係するか明確に区分する必要があります。

## 5. 計画の対象とする区域と取組

### (1) 対象とする区域

- 地域強靱化計画は、策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域における住民や来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への被害等の最小化を図るものであり、この意味において、**地域強靱化計画の対象とする区域は、原則、当該地方公共団体の区域が基本**となります。
- 一方、以下のようなケースでは、**当該地方公共団体の区域外も視野に入れて地域強靱化計画を策定することがあり得る**と考えられます。

**ケース 1** 策定主体の行政機能について、当該策定主体以外の区域にそのバックアップを設ける

**ケース 2** 策定主体の区域と、当該策定主体以外の区域を一体的に整備する必要があるインフラの取組を推進する

**ケース 3** 策定主体の区域を超えて事業活動を行っている大規模民間事業者の事業継続や策定主体の区域を越える大量の通勤・通学者の安全対策等に関する対策を行う

**ケース 4** 策定主体の区域外で発生する災害（津波、火山噴火災害等）に起因する広域的な交通・物流ネットワークの途絶や食料、エネルギーの途絶などによる策定主体の区域内における産業活動や住民生活の影響の低減に向けた対策を行う

- また、このようなケースにおいては、**関係する地方公共団体や、必要に応じ国等の関係機関とも十分に連携・協力しながら、地域強靱化計画を策定する必要があります。**

## (2) 対象とする取組

○地域の強靱化は、地方公共団体のみによって成し得るものではないことから、地域強靱化計画においては、地方公共団体の取組だけでなく、**住民、経済団体、民間事業者、区域内の地方公共団体、国等の関係者による取組、さらには区域外の地方公共団体との連携・協力による取組についても取り入れる必要**があります。

## 6. 他の計画との関係

### (1) 地域防災計画等との関係

○**地域強靱化計画は**、国土強靱化に係る指針性から、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく**地域防災計画に対しても指針**となります。従って、地域強靱化計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

○地域強靱化計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

#### ① 検討のアプローチ

- ・国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、**地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点**から検討する

#### ② 対象とするフェーズ

- ・**発災前における（＝平時の）施策を対象**とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としない（ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象となる）

#### ③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

- ・あらゆる災害等を想定しながら「**リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）**」を明らかにする
- ・**目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価**を行った上で、これに基づき対策を検討する。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものである

#### ④ 重点化と進捗管理

・**施策の重点化・優先順位付け**を行い、**進捗管理**を適切に実施できるようにする。なお、**個別の事業を記載した場合、事業についても同様である**

○既存の地域防災計画が、既に、国土強靱化の指針性、脆弱性の評価等を有している場合、それらを、必要に応じて、地域強靱化計画の策定に活用して下さい。

○また、防災基本計画においては、地方公共団体に対して業務継続計画の策定等による業務継続性の確保を求めており、これは、国土強靱化の観点からも重要な取組です。必要に応じて業務継続計画を地域強靱化計画の策定に活用して下さい。

#### 【策定地方公共団体等の実例】

※ 地域強靱化計画と地域防災計画との関係について、策定済、策定中の地方公共団体から、次のような例が示されています。

・施策の範囲に関し、地域防災計画には防災対策を盛り込み、検討中の地域強靱化計画においては、防災の他、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の総合的な対策を盛り込むこととしている。

・地域強靱化計画については、発災前における（平時の）施策を記載するとともに、発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとしての位置付けとしている。

・想定するリスクに関し、検討中の地域強靱化計画においては、バックアップの観点から当該地方公共団体区域外の大規模自然災害についても対象としている。

・地域強靱化計画は、施策の重点化、目標設定を行い、進捗管理を実施することとし、地域防災計画の場合は、災害対応や情勢変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを実施している。

※ 地域防災計画そのものではありませんが、地域防災計画の実施計画を地域強靱化計画と同一の年度に策定する予定であること、具体的な数値目標の設定等に係る検討の進め方等が両方の計画において概ね同様であることを理由に、地域防災計画の実施計画に盛り込むべき内容と併せて、地域強靱化計画の策定に向けた検討が進められた例があります。

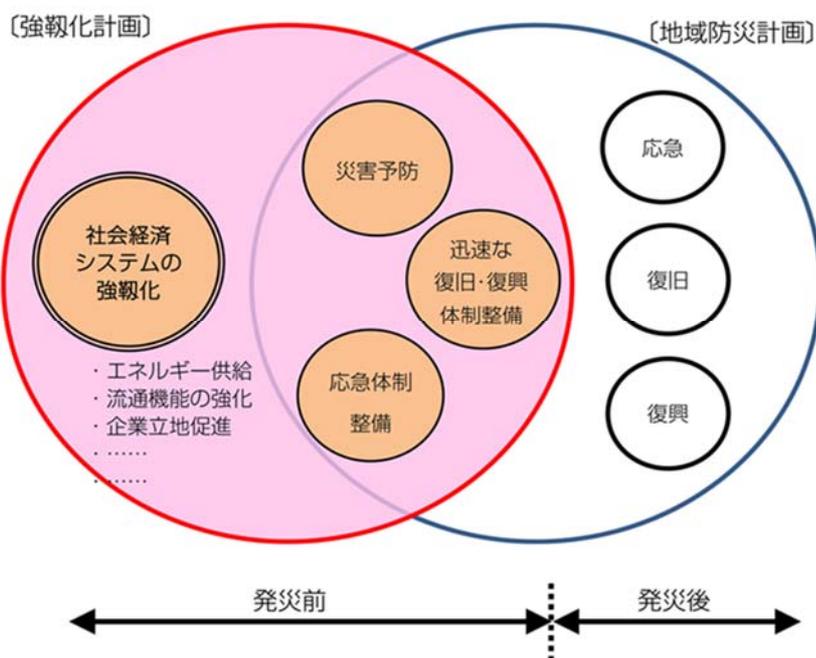
※ 札幌市では、地域防災計画との役割分担を次のようにされています。

「日本がこれまでに大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るという「事後対策」を繰り返してきたことを教訓として、平時からの大規模自然災害等に対する備えを行うことが国土強靱化の理念である。この理念を踏まえた国土強靱化地域計画は、地方自治体の

状況に応じて、発災後の様々なリスクを想定（リスクシナリオの設定）しつつ、平時（発災前）の備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、非常時のみならず平時にも有効に活用できるまちづくりの視点も必要となる。一方、地域防災計画は、地震や洪水など災害種類ごとに防災に関する業務等を定めた計画であり、発災後の応急対策や災害復旧・復興対策についてもその計画範囲としている。両計画はどちらも災害発生という危機に対して、地方自治体が総力を挙げて対応していくために必要不可欠なものであり、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら札幌市の強靱化を目指す必要がある。」

〔参考〕 地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	発災前	発災時・発災後も含む
施策の設定方法	リスクシナリオに合わせた施策	-
施策の重点化	○	-



(出典：札幌市強靱化計画)

## (2) 総合計画等との関係

- 地域強靱化計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、地方公共団体において、**行政全般に関わる既存の総合的な計画（総合計画等）や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域強靱化計画を策定していくのが効率的・合理的です。**
- 地域強靱化計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なると思われませんが、**どのような位置付けであっても、地域強靱化計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要**です。
- そのため、地域強靱化計画策定後においては、地域強靱化計画を指針として、強靱化の観点から既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。
- なお、地方公共団体の国土強靱化への取組の足掛かりとして、総合計画等に地域強靱化計画を策定する旨を位置付けている地方公共団体もあります。

### **【策定地方公共団体の実例】**

- ※ 地域強靱化計画を総合計画と整合・調和を図り策定した上で、各分野別計画に対して、地域強靱化計画と総合計画を並列の上位計画とした市があります。  
具体的には、地域強靱化計画を「国土強靱化に関する指針」、総合計画を「分野別計画の指針」と位置付け、地域強靱化計画に「地域強靱化計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針」と明記しました。

## (3) インフラ長寿命化基本計画及び行動計画（公共施設等総合管理計画）との関係

- 老朽化対策に関しては、「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：H25. 11. 29 決定）に基づき、地方公共団体は「行動計画」を策定し、施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新コストの見通し、取組の方向性等をとりまとめるとともに、「個別施設計画」を策定することとなっています。

○地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」については、この「行動計画」に該当するものです。

○国土強靱化は大規模な自然災害等を対象とした取組であるため、地域強靱化計画の策定に係る脆弱性の評価においては、インフラ施設等の老朽化に関する点検・評価を改めて行うことは必ずしも前提としていませんが、**地域強靱化計画（脆弱性の評価を含む。）及びインフラ長寿命化の行動計画（老朽化に関する点検・評価を含む。）の策定及び推進にあたっては、相互に連携して整合性を持ちながら進めることが、効率的・合理的です。**

○その際、既存の公共施設や公的不動産の集約・用途転換など、公的ストックを有効活用しながら取り組むことが必要です。

#### （参考）国の基本計画における取扱い

- ・国の基本計画においては、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき8つの目標を前提に、45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、それぞれの事態に対する現状の総合的な評価を行った上で、12の個別施策分野ごと、3の横断的分野ごとの脆弱性評価を行い、推進方針をとりまとめました。
- ・この際、インフラ等の老朽化対策については、プログラム・個別施策分野の施策を推進する上で横断的に関わるものであることから、横断的分野の一つとして老朽化対策分野を設定し、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて推進方針をとりまとめました。

#### (4)他の計画と兼ねて策定する場合

○地域強靱化計画について、同一の地方公共団体の他の計画と兼ねて策定することも考えられます。

その場合は、計画の根拠・位置付けや目標等を十分に検討するとともに、特に基本法第十三条の規定により「国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされていることから、**策定する計画のどの部分が基本法第十三条の地域強靱化計画に該当するかを明らかにすることが必要**と考えられます。

## 7. 地域強靱化計画間の調和について

- 基本法においては、地域強靱化計画間の調和規定は設けられていません。
- しかしながら、地域強靱化計画間の調和が図られれば、その取組もより効果的に推進されることが期待されます。
- 基本法第六条の趣旨も踏まえ、**隣接する市町村、都道府県と市町村等が十分な連携を図り、関係する地域強靱化計画相互の調和が確保されることが望まれます。**  
特に、これから策定を行う市町村については、当該地域の都道府県が既に地域強靱化計画を策定（着手）している場合は、その地域強靱化計画を参考にし、調和を図ることが、効率的・合理的です。

基本法第六条（関係者相互の連携及び協力）

国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念（＝国土強靱化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

### 【策定地方公共団体等の事例】

- ※ ある市において、包括する都道府県の地域強靱化計画の方向性が、同市の総合計画における方向性が一致したことから、同市の強靱化を図るとともに、「都道府県の地域強靱化計画」を市において実現するため、「地域強靱化計画」を策定しました。

## 8. 地域強靱化と地方創生等の関係

多くの地方公共団体で地方創生に取り組まれていることと思います。ここでは、地域強靱化と地方創生の関係等について説明します。

- 地域の強靱化は、**大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進**をもたらし、地域の**持続的な成長**を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものです。すなわち、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保しておくことは、災害等から住民の生命・財産

を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・地方公共団体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであると捉えることが可能であり、中長期的に持続可能な地域の成長を後押しするものでもあると考えられます。

○こうした観点から、**地域の強靱化を進めることが、地域の活性化に結びつくもの**であるといえ、この点を十分に意識して、**地域強靱化と地方創生が連携して取り組むべき方向性**を見定めつつ、**地域の強靱化に向けた取組を進めることが肝要**です。

○なお、国では、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」の下に設置された「地域活性化連携ワーキンググループ」において、国土強靱化と地域活性化の連携についての基本的考え方等に関して討議が行われ、平成 27 年 3 月、「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」が同懇談会の提言としてとりまとめられました。

○当該提言では、基本的な考え方として、国土強靱化の取組と地域活性化の取組は、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという点で同じであり、地域の強靱化の取組の効果を同時に地域活性化に結び付けることが必要である、と記載されています。そのためには、（１）東京一極集中からの脱却、（２）地域での担い手確保と地域コミュニティの役割、（３）産業の創出、活性化と技術開発～国土強靱化は成長戦略そのもの～、の 3 つの柱で連携の取組を推進する必要がある、と記載されています。併せて、地域における国土強靱化の取組を検討する際に参考となるよう、国土強靱化と地域活性化の連携の具体的内容について、災害時と平時に期待される効果を整理した連携事例集がまとめられました。

○地域強靱化計画を策定する際には、国土強靱化と地方創生を効果的・効率的に連携させるよう、当該提言や連携事例集等を踏まえ、地域における災害時と平時の課題を同時に解決する「一石二鳥」の発想を持つことが大切です。このため、連携の取組の検討に当たっては、当該事例を参考にしつつ、災害時と平時の両方の視点から効果を検討し、連携の効果の高い取組を地域強靱化計画に盛り込み、国土強靱化、地方創生双方の取組を調和しながら推進することが重要です。

○なお、地方創生と国土強靱化が相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と地域強靱化計画が、調和しながら策定されることが効果的である旨につ

いて、平成 27 年 7 月 7 日付事務連絡（国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略について）で各都道府県及び市町村に情報提供をしています。

※「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」及び「国土強靱化地域計画と地方版総合戦略について（事務連絡）」は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

（当該ホームページのアドレスは、それぞれ、

上記提言については、<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/index.html>

上記事務連絡は、

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/pdf/h27\\_jimurenraku.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/h27_jimurenraku.pdf)

です。）

#### 【策定地方公共団体等の実例】

※ ある都道府県では、地域強靱化計画策定のための脆弱性評価の総括として、各種推計で人口減少が予測されていることから「このまま少子化対策を打たなければ、中山間地域の荒廃と水害の増加、インフラの維持管理水準の低下、若年者の減少による担い手不足など、人口減少は県土の脆弱性を加速させる要因となる。

『県内から消滅可能性都市をゼロに』を目指す元気づくり総合戦略と国土強靱化地域計画が調和した計画となり、相乗効果を発揮することが不可欠である。」としている例もあります。

※ 地域強靱化計画の中に「今後のまちづくり」という章立てを行い、その中で、「国土強靱化」と「地方創生」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開する旨を述べている例もあります。

## 9. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット

○地域強靱化計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靱化を推進することには、主に、以下に述べる3つのメリットがあります。

**メリット1** 発災前における（＝平時の）施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域強靱化計画の策定及び当該計画に基づく取組を通して地域が強靱化されれば、**どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできます。**

**メリット2** 地域強靱化計画を策定し、施策（事業）の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、**国土強靱化に係る各種の施策（事業）がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できます。**

関係府省庁においては、平成 28 年 1 月、『国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について』（別紙 4（72 頁）を参照。）を決定（改定）しました。この決定に基づき、地域強靱化計画に基づく取組に対し、**関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援**を適切に行っていきます。平成 28 年度においては、実績についてフォローアップをし、その結果について周知していく考えです。

また、内閣官房国土強靱化推進室においては、各地域において地域強靱化計画に基づく施策が計画的・効果的に推進され、PDCA サイクルを通じた取組の見直しが適切に行われるよう、常にフォローアップを行い、関係府省庁の協力を得つつ、必要な支援を行ってまいります。

**メリット 3** 地域の強靱化は、**大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進**をもたらし、地域の**持続的な成長**も促すものです。さらに、**地域強靱化計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報**することを通じて、**当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込む**ことにもつながります。

## Ⅲ 策定手順とそれぞれの策定手法等

### 1. 策定体制の構築

#### (1) 地方公共団体内に体制を創る

- 国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりであり、**地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがることが想定**されます。
- このため、地域強靱化計画の策定にあたり、特に初めの場合は、**地方公共団体内に、強靱化に関する総合調整・とりまとめ等を担う部局**（以下「担当部局」という。）**を決める必要**があります（強靱化の観点から組織の見直しができるれば、より有効です。）。  
担当部局については、地方公共団体内の組織体制や地域強靱化計画の性格をどのように捉えるかにより定まるものであり、首長等のリーダーシップにより担当部局を決定した地方公共団体も見られます。
- 次いで、**人命の保護、維持・早期回復が必要な（＝強靱化が必要な）重要な機能を念頭に置き、関係する部局**（例えば企画部局、防災・危機管理部局、保健医療・福祉部局、農林水産部局、産業部局、土木部局、消防、教育委員会等）を強靱化を担う庁内部局として定め、**それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築**します。
- そのため、担当部局は、**地域における国土強靱化の推進の必要性・重要性や、国等における国土強靱化の推進に係る動き等について、庁内職員の十分な認識、理解を得る**よう努めることも必要です。
- なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、地域強靱化計画策定の過程、とりわけリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を自由な発想で検討・設定した後に、必要となる部局を改めて検討し、適宜補うなど柔軟に考える必要があります。あるいは国における国土強靱化推進本部が全大臣を構成メンバーとしているように、全部局で構成する方法も考えられます。
- 国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集に、実例について、コンパクトにまとめています。

○策定体制の構築に当たって、地方公共団体内で国土強靱化の理解を深めるために内閣官房職員の研修会等への講師派遣（出前講座）を利用することも可能です。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

（当該ホームページのアドレスは、

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/pdf/demaekouza.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/demaekouza.pdf) です。）

#### 【策定地方公共団体等の実例】

※ 地域強靱化計画の策定に係る担当部局について

当該地方公共団体の行政全般に関わる総合的な計画の策定等を所管する企画担当の部局が担う場合のほか、防災担当部局が担う場合が多く見受けられました。企画担当の部局内に国土強靱化を所掌する組織を新たに設置した地方公共団体もあります。

一方で、危機管理、企画、都市建設等の複数の部局が分担、連携しつつ、担当部局を担う例も見受けられました。

## (2) 強靱化を担う地方公共団体以外の主要な主体との連携・協力

○国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めることが一般的**です。

○このため、維持・早期回復が必要な（＝強靱化すべき）重要な機能を念頭に置きながら、上記(1)の担当部局が中心となって、**例えば、地元組織（自治会、商工会議所等）、民間事業者（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）、都道府県においては自団体内の市町村、隣接する他の地方公共団体、市町村においては包括する都道府県、国の地方支分部局など、強靱化を推進すべき主要な主体を決めます。**

○地域強靱化計画は、上記の主体が緊密に連携して策定する体制を構築することが重要です。

○都道府県が、都道府県内の市町村に対し自団体の地域強靱化計画（案や策定途中情報も含む。）について説明等を行うことは、都道府県と同様のリスクが想定さ

れる市町村の当該計画の策定を推進するとともに、都道府県内の市町村の地域強靱化に対する理解を深める観点から有効であると考えられます。実際に複数の都道府県において、内閣官房の出前講座も活用し市町村向け説明会が実施されています。

○一方、市町村が地域強靱化計画の策定を進めるに当たり、適宜、策定方針やスケジュール、検討中の計画案の内容等について、当該市町村を包括する都道府県に対し説明等を行うことや、外部有識者会議の構成員として当該都道府県の参画を得ることは、同様に有益です。

○また、国の地方支分部局との連携・協力も地域強靱化計画の実効性を高める観点等から有益です。

※国の基本計画においては、関係府省庁が連携する体制を構築しましたが、地域強靱化計画においては、より地域に密着した計画とする観点から、できる限り、地方公共団体以外の主体と連携・協力することが重要です。

#### 【策定地方公共団体等の実例】

##### ※ 多様な主体との連携・協力について

複数の市町村において、庁内での計画検討体制とは別に外部有識者会議を設置し、その構成員として、学識経験者、国（関係府省庁〔国土交通省、農林水産省等〕の地方支分部局、内閣官房国土強靱化推進室）の他に、ライフライン事業者（鉄道、情報通信、電力・ガス等）、放送事業者・新聞社、地元経済団体、福祉・医療等の関係団体等の多様な主体が参画しています。

##### ※ 民間事業者等の参画等について

民間事業者又は関係団体の参画の例としては、上記の外部有識者会議への参画の他、地方公共団体からの書面による意見聴取や意見交換会の開催が見受けられました。

##### ※ 周辺市町村への情報提供等について

定例的に開催されている会議の場を活用して、近隣の市町村に対し、地域強靱化計画の策定に向けた検討状況を説明し、情報共有を図った市の例が複数あります。

### (3) 住民の参加と専門家の知見の活用

○住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、強靱化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて、**住民の参加を得て検討を進めることが有効**です。

○また、**専門家等の知見を活用することにより、客観性の確保に努めることも重要**です。

○このため、上記(2)の主体や、住民の代表、専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、節目ごとに意見を聞きながら、脆弱性の評価や計画内容の検討を行うことが考えられます。

○また、計画の策定における住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への住民の代表の参加のほかに、

- ① 町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、地域の課題等に関する意見を把握する
- ② 住民と行政が合同で現地調査（ワークショップ）を開催し、地域に存在するリスクを抽出する
- ③ 住民や自治会等にアンケートを実施する

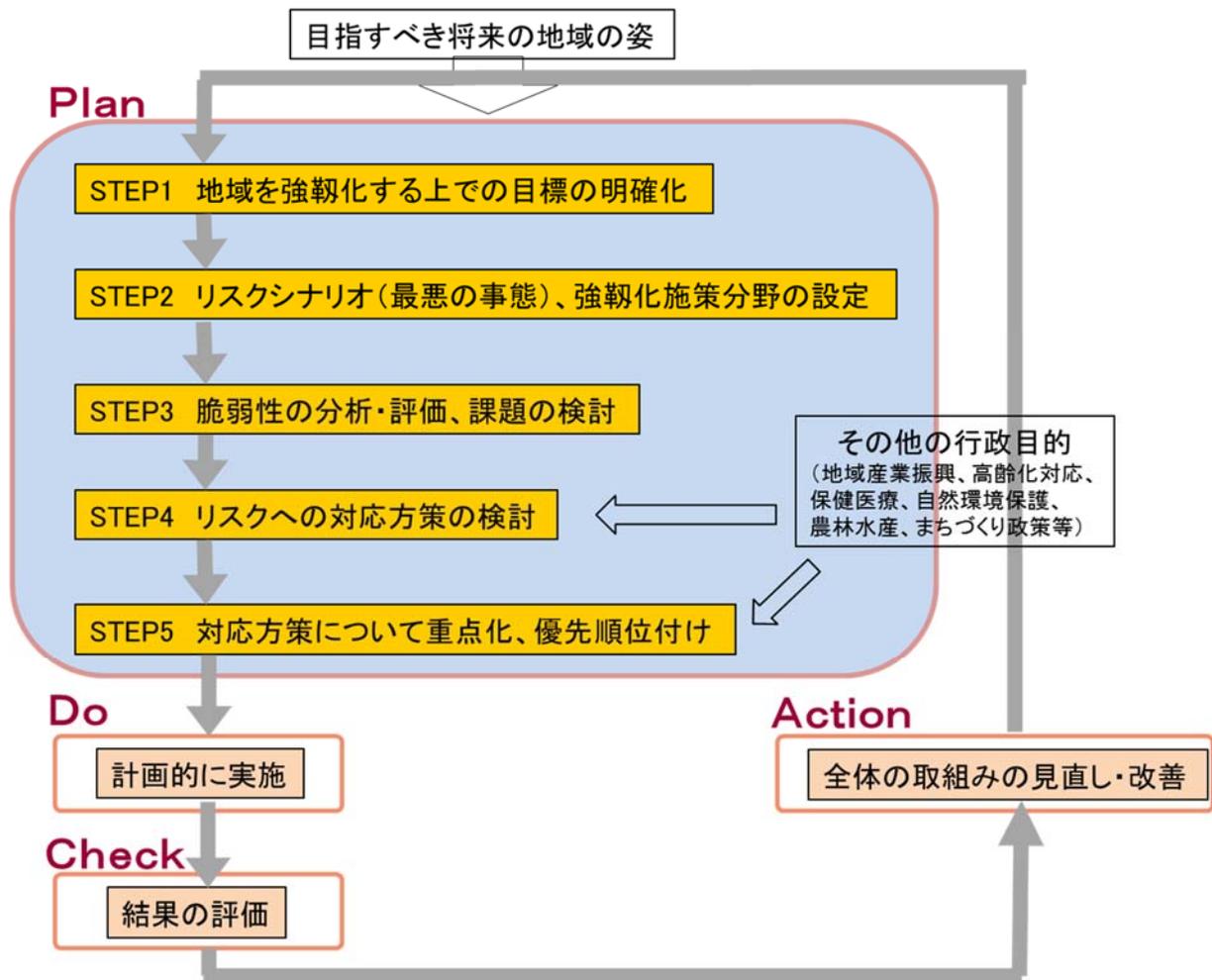
等地域の実情に合った多様な方法が考えられます。

### (4) 地域強靱化計画に関する手続き

○地域強靱化計画を定める際の手続きに関しては、基本法に規定はありませんが、地域強靱化計画は、住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、当該地域における国土強靱化に関する指針となるものであるため、**域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう、計画の最終案のみならず、策定に向けた取組について、自団体の総合計画等の例を参考にできる限りオープンな形で策定することが大切**です。

## 2. 地域強靱化計画策定の基本的な進め方

○既述の通り、強靱化は、PDCA サイクルを繰り返して、取組を推進します。ここでは、下記図の「Plan」について、STEP1～STEP5のプロセスに沿って説明します。なお、標準的と思われる策定手順を説明するもので、実際には、策定主体により、多様な手順があるものとお考えください。



○STEP1～STEP5 の各プロセスにおいて、地域の強みや弱み等の地域特性を踏まえた、「目指すべき将来の地域の姿」念頭に置き、検討を進めることが肝要です。「目指すべき将来の地域の姿」の実現が、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めていくという視点です。

具体的な進め方としては、まずは (STEP1 の前に)、地域の強靱化を通じて「目指すべき将来の地域の姿」を想定し、それを念頭に各ステップの検討を行い、必要に応じその姿を修正しながら検討を行ってみます。

### 【策定地方公共団体等の事例】

- ※ 「目指すべき将来の地域の姿」等について、その例を以下に示します。
- ・ 『防災・減災と地域成長、自然との共生、環境との調和を図り、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す』〔静岡県〕
  - ・ 『大規模自然災害等の巨大リスクから県民の生命・財産、地域産業を守り、本県の社会経済活動を維持』、『世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進』及び『首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えるなどの国全体の強靱化に寄与』〔愛知県〕
  - ・ 『これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組みを強化する』、『「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る』、『日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する』、『自助・共助及び公助による災害対応力の強化を図る』〔岐阜県〕
  - ・ 『足元の安心安全の強化』及び『救援・代替機能の強化』〔新潟市〕
  - ・ 『誰もが住みたくなる、強く、安心のまちづくり計画』〔掛川市〕

## 【STEP1】 地域を強靱化する上での目標の明確化

○強靱化を推進する上で最も重要な目標を定めます。

○都道府県においては国の目標、市町村においては都道府県や国の目標が参考になると考えられます。

### 【参考】 国における目標

#### ① 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- i 人命の保護が最大限図られること
- ii 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- iii 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- iv 迅速な復旧復興

#### ② 事前に備えるべき目標

- i 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ii 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- iii 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- iv 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- v 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- vi 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- vii 制御不能な二次災害を発生させない
- viii 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

○また、目標の設定と併せて、**地域強靱化計画の計画期間**については、国の基本計画（概ね5年ごとに見直し）及び市町村においては都道府県の地域強靱化計画の計画期間との調和に留意しつつ、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して、適切に設定します。

#### 【策定地方公共団体等の実例】

##### ※ 基本目標について

国の基本計画に即して基本目標を設定している例が多くある一方、以下に示すように、基本計画における基本目標に替え又は加えて、独自の例もあります。

〔北海道〕大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る

北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する

北海道の持続的成長を促進する

〔香川県〕四国の防災拠点としての機能を果たす

〔札幌市〕北海道強靱化への貢献、連携の促進

経済活動の活性化、地方創生

〔青森県むつ市〕「むつ市の孤立化」を回避すること

人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること

〔東京都荒川区〕災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり

〔名古屋市〕他地域や他団体との連携を強化する

中部圏の中心都市として強靱化に貢献する

##### ※ 事前に備えるべき目標について

同様に、独自の例もあります。

〔静岡県〕防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり

〔長崎県〕大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生の抑制と長期化を回避する

〔長野県松本市〕観光文化都市の維持

※ 計画期間について

計画期間例としては、「概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行う」、「平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの5年間」、「平成30年度を目標年次とする」などが挙げられます。

なお、アクションプランを作成して毎年度進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行う例もあります。

## 【STEP2】リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定

○それぞれの地方公共団体の状況を踏まえつつ、以下の手法によりリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定していくことが考えられます。なお、基本計画ではリスクシナリオを「起きてはならない最悪の事態」としています。

### ① 想定する自然災害

- ・手法1：基本計画と同様に**大規模自然災害全般**を対象。
- ・手法2：その地域の特性に応じて**自然災害を特定**。

例えば、

- ・過去○年間に発生した中で最大の被害があった○○を対象に検討する、
- ・今後○年間に発生することが高い確率で想定される○○を対象に検討する等

※最も切迫している災害を先行し、その他については追って拡充する等、段階的に地域強靱化計画を策定することも考えられます。

自然災害を特定する際には、自団体の地域防災計画、市町村の場合は都道府県の地域強靱化計画（策定が進んでいる場合も含む。）が参考になります。

### 【策定地方公共団体等の事例】

※ まず切迫する地震災害を想定した地域強靱化計画を策定し、引き続き、翌年度に風水害等を想定した地域強靱化計画の策定(拡充)を行った地方公共団体もあります。

## ② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）

- ・基本計画の45の起きてはならない最悪の事態（別紙2〈63頁〉参照）、及び市町村においては、包括する都道府県のリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事」を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク（自然災害）及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域の特性を踏まえて、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定します。
- ・リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）について、適切な説明を加えることで具体性が増し、STEP3 以後の検討や、住民等の理解の増進に有用と考えられます。

例えば、「豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水」という最悪の事態に対し、次のような補足説明を付すことが考えられます。

- ・本県は周囲を急峻な山地に囲まれ、河川が急こう配で流速が早いため、地震と豪雨による洪水により、堤防の決壊や越水による浸水被害が発生する可能性がある。
- ・〇〇盆地の人口密集地等で、大規模な洪水が発生した場合には、市町村を越えた広域的な避難を要する事態となる。

○上記の②リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定は、①で想定した自然災害から派生する直接的な被害に必ずしも縛られることなく**想定外の事態をなくす想像力が重要**となります。原因が何かではなく、どのような事態になると**最悪かを想定**することになります。そしてリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に応じて、想定する自然災害を見直す、STEP1の目標も見直すという柔軟性が必要です。

## ③ 施策分野

- ・②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて**施策分野**を設定します。その際、基本計画（12の個別施策分野と3の横断的分野）や市町村においては都道府県の地域強靱化計画（策定が進んでいる場合も含む。）の**施策分野**、また、**自団体が行政運営の基本とする総合計画等の施策分野等が参考になる**と思われます。
- なお、施策分野の設定にあたり、担当部局を明確にするという視点もあります。

(参考) 国におけるこの STEP での取組

○基本計画においては、想定するリスク、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）及び強靱化施策分野について、以下のとおりとしました。

① 想定するリスク

- ・国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定

② リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）

- ・①で想定した大規模自然災害により引き起こされることが想定され、STEP1 の事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる 45 の「起きてはならない最悪の事態」（別紙 2（63 頁）を参照。）を設定

③ 強靱化施策分野

- ・②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策分野として、以下の 12 個別施策分野と 3 横断的分野を設定

[個別施策分野]

- i 行政機能／警察・消防等、ii 住宅・都市、iii 保健医療・福祉、iv エネルギー、v 金融、vi 情報通信、vii 産業構造、viii 交通・物流、ix 農林水産、x 国土保全、xi 環境、xii 土地利用（国土利用）

[横断的分野]

- i リスクコミュニケーション、ii 老朽化対策、iii 研究開発

### 【策定地方公共団体等の事例】

#### ※ 想定するリスクについて

STEP2 の「①想定するリスク」において示した手法1の他、手法2を採用し、地域特性に応じて特定の自然災害を設定している例が見受けられます。また、まず最も切迫している災害を先行し、その他については追って検討することにより、地域強靱化計画を段階的に充実させる例もあります。

#### ※ リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）について

地域の特性を踏まえたリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）が設定された例が多くあります。

このうち、山梨県は、「起きてはならない最悪の事態」設定にあたり、踏まえた地域特性を、補足説明として付記（例：地震による建物被害の多くは地震動そのものに伴うものであるが、甲府盆地南部等では液状化による建物被害も発生する可能性がある。）されました。

静岡県は、平成25年度に公表した地震被害想定の中で、発災から時系列をおって、災害対策本部、医療救護、交通、ライフライン、住宅対応など、各分野の状況のシナリオを想定していたため、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の具体化による、より詳細な脆弱性の分析・評価につなげていくことができました。

#### ※ 強靱化施策分野について

多くの地方公共団体において、国の基本計画の施策分野（12の個別施策分野と3の横断的分野）を参考に、地域特性等を踏まえ、施策分野が設定されました。基本計画の施策分野の統合等や基本計画の施策分野にはない分野（例えば、「少子高齢化」、「地域振興」、「産学官民・広域連携」、「若者定住」、「安全安心」、「教育文化」）を独自に設定した地方公共団体もあります。

## 【STEP3】脆弱性の分析・評価、課題の検討

○脆弱性の分析・評価は、地域の強靱化を進める上でその前提となる、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する地域の弱点を洗い出すという点で非常に重要なプロセスです。ここでは、**国の脆弱性評価の方法（43頁）を参考に説明**します。

○各々のプログラム及び施策分野について国土強靱化に必要な施策を検討するに当たっては、STEP2で設定した各リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事

態」)が発生する要因(\*)を想定した上で、各要因を取り除くための施策の抜けはないか、進捗が遅れている施策はないかを検討します。

(\*) 例えば、「大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」という「起きてはならない最悪の事態」が発生する要因：「耐震基準を満たさない建築物・施設等の存在」や「大規模火災のリスクの高い密集市街地の存在」

○その際、縦軸にリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）、横軸に強靱化施策分野を配置した「マトリクス」を作成し、**縦横軸の交差する各枠に施策を記載していきます。**この「マトリクス」の作成は、**個々のリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する施策を確認（「見える化」）**できるため、**施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況に齟齬をきたしていないか等の分析を行う際に、極めて有効な手法**であると考えられます。

○それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策群を各部局等横断的な「プログラム」として整理し、次に、各プログラムの達成や進捗を把握して、プログラムごとに現状の脆弱性を総合的に分析・評価します。その際、プログラムの進捗を把握するために指標を設定することは極めて有用です。

○なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することを前提としているものではありませんが、その実施をさまたげるものでもありません。

○地方公共団体において個別のインフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（V章（58頁）を参照。）にご相談下さい。

○また、脆弱性の分析・評価を行うに当たっては、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な観点を踏まえることが重要な場合も考えられます。その場合には、例えば市町村であれば、周辺市町村や都道府県、さらには国の関係機関との間で十分に連携・協力を図ることが必要です。

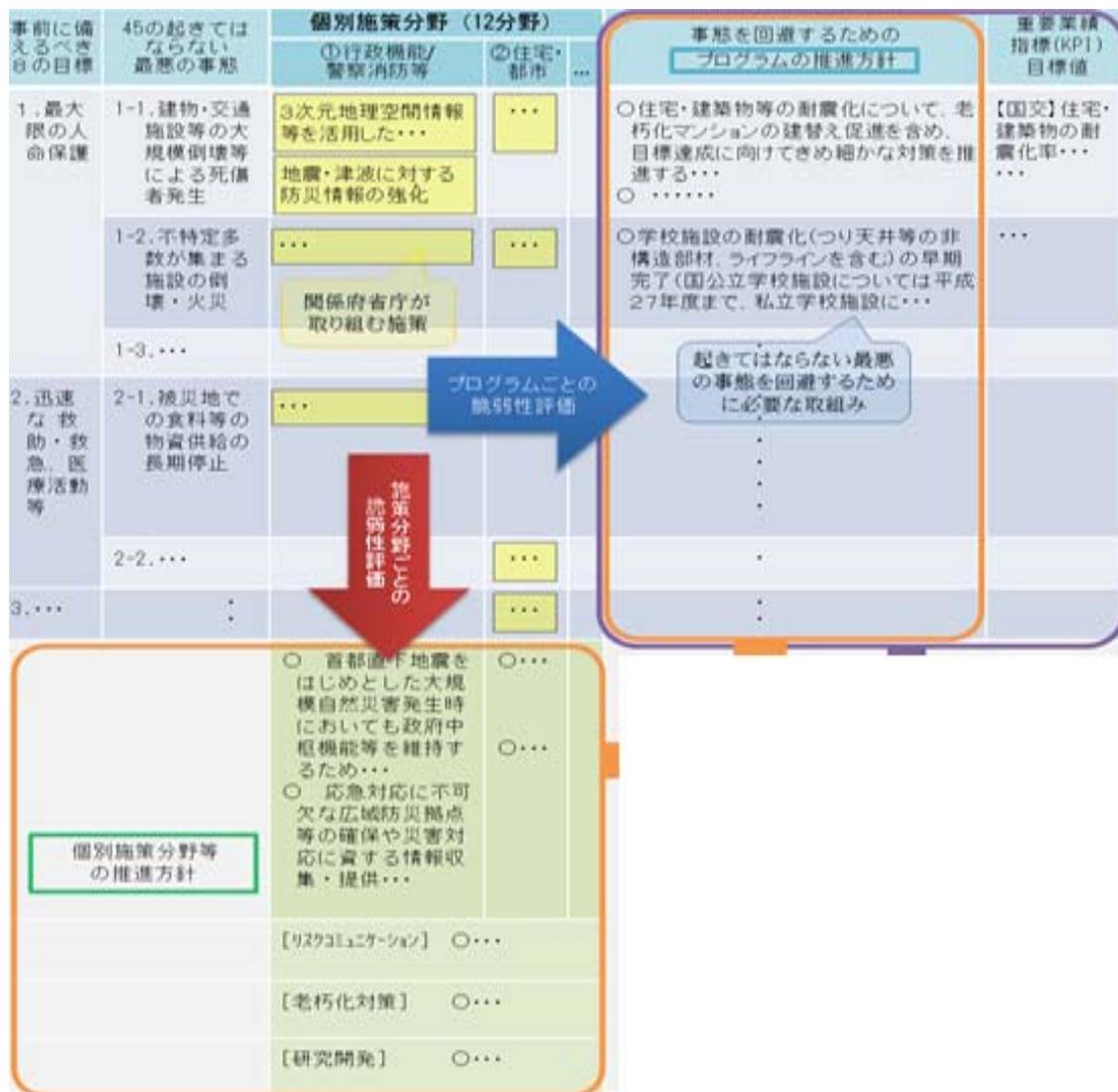
(参考) 国におけるこの STEP での取組

○基本計画においては、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む。）するための府省庁横断的な施策の束を「プログラム」として整理しました。次に、各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて、中長期的視点も入れながら施策分野ごとに現行の施策の脆弱性の分析・評価を行いました。（例えば、帰宅困難者対策と交通施設の耐災害性向上など同時に進める必要のある施策の連携や、密集市街地対策のように施策の目標達成後もリスクが残る場合には中長期的に取り組む必要性について記述。）

ここで、個別施策の課題分析にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定し、定量的に分析・評価に努めました。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握にあたっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとに重要業績指標（KPI）をできる限り選定しました。

○上記の作業を進める際、脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に45の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に12の個別施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、それぞれの事態と施策分野（縦軸と横軸）が交差する枠ごとに、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む。）をあてはめ、それらの施策の課題を踏まえて、プログラムごと、施策分野ごとに分析・評価を行いました。

〔参考〕「マトリクス」による分析・評価イメージ



○より詳細に説明すると、12の個別施策分野ごとの脆弱性の評価の内容は、単に、個々の施策分野ごとに、様々な「起きてはならない最悪の事態」に対応できているかどうかを検討すれば足りるというものではありません。「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの評価は、個別施策分野が横断的に連携することにより、効率的・効果的な対応が可能になることも踏まえる必要があるからです。したがって、ある施策分野において、仮にその中に含まれる関係府省庁の取組施策がすべての「起きてはならない最悪の事態」に対応していると判断できたとしても、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないかという点や、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないかなどの点を確認する必要があります。そのために、

各プログラムの脆弱性評価を経た上で、施策分野ごとの脆弱性評価を行っています。

○このほか、国では3の横断的分野ごとに脆弱性を評価しました。

#### 【策定地方公共団体等の実例】

※ 脆弱性の分析・評価に係る具体的な作業手順について、例えば、徳島県においては、次の①～⑤の順で脆弱性の具体的な分析・評価を進めました。その際、県の施策のみならず、県内市町村、民間事業者、国の施策を把握し、抽出・整理しています。

- ① 庁内での作業として「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するために庁内の各部局が取組を進めている施策を、5つの施策分野に分けて抽出。併せて、横断的分野についても抽出。
- ② 担当部局から、県内市町村、民間事業者及び国等に対し、アンケートにより、取組を進めている施策に関する概要の提出を依頼。
- ③ 担当部局において、①及び②のとりまとめを実施。
- ④ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策群について、庁内各部局が、それぞれの施策について、脆弱性評価及び重要業績指標の設定を実施。
- ⑤ 担当部局において、④についてのとりまとめ（評価結果の集約・精査等）を行い、その後、各部局に対して確認依頼を実施し、評価結果を確定。

#### [STEP4] リスクへの対応方策の検討

○地域強靱化計画においては、STEP3の脆弱性の評価結果に基づき、下記の国の手法や市町村においては都道府県の例を参考に、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理することとします。なお、基本計画では「推進方針」としてしています。

○また、基本計画においては、計画の指針としての性格を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域強靱化計画では、その国土強靱化に係る指針性を考慮したとしても、どこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、**必要に応じ、地域を特定した個別の事業を記載**（例：火山防災対策に資する施設整備、治水対策に資する河川改修、交通ネットワーク整備）することも考えられます。

- さらに、対応方策（推進方針）として整理するに当たっては、実効性を担保するとともに責任の明確化を図る観点から、**取組主体（国、県、市、部局名等）を明記するなど、対外的に取組主体が分かるようにすることが肝要です。**
- 上記で整理した取組が、当該地域の強靱化にとどまらず、他の地域や国土の広域にわたる強靱化に資するものである場合は、その旨、記載することとします。
- 対応方策（推進方針）の検討に当たっては、**地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災の推進以外の行政目的も十分勘案することが重要です。**そして、その結果を、STEP1～STEP3 の各ステップでの取組にフィードバックさせ、適宜、軌道修正を図る必要があります（この点はSTEP5においても同様です。）。
- また、対応方策（推進方針）を検討する上で、当該地域の強靱化を効率的に推進する観点から、さらには想定するリスクが必ずしも地域強靱化計画の策定主体の区域内においてのみ生じるとは限らないことを考慮に入れ、例えば、行政情報システムの共通化、標準化又は共同化のような連携策を、複数の地方公共団体の間で推進することが有用である点にも配慮する必要があります。行政機能等のバックアップを設けるといった場合には、同時被災を避ける観点から、隣接していない地方公共団体の間で連携・協力を図ることがより効果的であると考えられます。
- さらに、対応方策（推進方針）検討の過程で、**地域強靱化計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とに仕分けを行い、国をはじめ、後者に係る取組を推進すべき他の主体との間で、十分に対話・相談を重ねることが重要で、地域の強靱化をスパイラルアップさせる良い機会**となります。
- プログラムごとの対応方策（推進方針）は、地方公共団体の部局を横断する施策のパッケージの方向性を示すものであり、一つの部局で実現できるものではありません。また、施策分野ごとの対応方策（推進方針）は、分野間に相互依存関係があります。このため、計画の実施にあたっては、地域強靱化計画を策定する際の体制にこだわらず、関係する部局間で推進体制を構築して、データや工程管理を共有する等により、目標の実現に向けて施策推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する必要があります。

(参考) 国におけるこの STEP での取組

○基本計画においては、STEP3 のプログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、プログラムの推進方針をとりまとめました。また、効果的な取組を実現するためには、各府省庁において、各々の施策分野において必要な強靱化の取組を見定めることも必要になることから、これらのプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、施策分野ごとに指針を検討し、推進方針として整理しました。このことにより、各府省庁において、国土強靱化に係る他の計画等の見直しに活かされ、施策の実現が図られることとなります。

#### 【策定地方公共団体等の実例】

※ 例えば、北海道の場合、STEP3 で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を策定しました。設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態を回避するため、北海道のみならず国、市町村、民間事業者等の各取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきソフト・ハード両面からの施策を、とりまとめました。また、個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した値による。）を設定（北海道、市町村、民間事業者、国等の各取組主体が共有する努力目標としての位置付け。）しています。

#### 【STEP5】 対応方策について重点化・優先順位付け

○地域強靱化計画においては、それぞれの**地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム（または施策や事業）の重点化・優先順位付け**を行うこととします。その際、STEP1 で設定した目標の達成に係る貢献度についても配慮することが必要です。地域強靱化計画において、施策ごと又は事業ごとの対応方策（推進方針）を盛り込む場合には、個別の施策又は事業についても、地域特性を踏まえつつ、重点化・優先順位付けを行うことが重要です。

○なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うに当たっては、上記の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮するほか、**直面するリスクが一**

**の地方公共団体のみに限られない場合があることを踏まえ、例えば、当該場合に近隣の地方公共団体に比して著しく進捗が遅れてないかどうか、といった観点を考慮に入れることも考えられます。**

- 重点化・優先順位付けは、説明責任の観点からも、できる限り客観的に行うことが望まれます。

(参考) 国におけるこの STEP での取組

- 基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして 45 のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき 15 のプログラムを選定しました。

#### 【策定地方公共団体等の事例】

※ 重点化・優先順位付けの例を、以下に示します。

〔徳島県〕 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための39のプログラムにつき、直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、「4つの基本目標に対する効果」、「効率性」、「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、「緊急度」、「国の基本計画との一体性」等を考慮し、13の重点化すべきプログラムを選定。

〔千葉県旭市〕 28のプログラムのうち、「市の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の観点から、10の重点化プログラムを選定。

〔静岡県〕 40のプログラムのうち、「県の役割の大きさ」、「影響の大きさ」、「緊急度」の観点から、12の重点化すべきプログラムを選定。併せて、平成25年度に策定した『地震・津波対策アクションプログラム2013』等により実施している112の取組を、重点化すべきプログラムごとの主要な取組として位置付け。

〔北海道〕 「起きてはならない最悪の事態」の重点化については、設定の際に絞込みを行ったこと等から、あらためて実施することはしない一方で、21の各プログラムを構成する60の施策項目について、「影響の大きさ」、「施策の進捗」、「平時の効用」、「国全体の強靱化への寄与」、「市町村の意向」等に基づき、38の重点化すべき施策項目を設定。

〔岐阜県〕 「効果の大きさ」、「緊急度・切迫度」、「施策の進捗状況」、「平時の活用」、「国全体の強靱化に対する貢献」という視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定。

### 3. その他留意すべき事項

#### (1) 地域強靱化計画の名称

○**地域強靱化計画の名称は、計画の顔**というべき性質を有するものです。

基本法においては、「国土強靱化地域計画」という名称が使用されていますが、当該名称を活用しなければならないというものでは必ずしもありません。また、例えば、当該名称を主題として活用するとともに、副題を付すことも考えられます。

○地域強靱化計画の名称は、**策定主体が、計画に込めた思い、メッセージ等を体現するには、いかなる名称が適当か、という観点から検討することが考えられます。**

○地域強靱化計画は、地域の住民の生命・財産等を守るための計画であり、広く住民に提示され、その理解が得られるよう、**地域強靱化計画の名称が分かりやすいか、親しみやすいか、簡潔なものかなどの点に配慮することが考えられます。**既に策定された計画では、副題でこれらの工夫をしている例があります。

○なお、いずれの名称を用いるとしても基本法第十三条に基づき策定した計画であることを計画中に明記することが適当です。

## (2) 議会への説明等

○1の(4)でも述べたように、**域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう、地域強靱化計画の策定に向けた検討の過程及びその内容を、自団体の総合計画等の例を参考にできる限りオープンにすることが大切です。**

○とりわけ、**議会に対しては、地域強靱化計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、検討内容等の報告等を、適時適切に行うことが望ましいと考えられます。**

○また、**議会においても自発的に議会常任委員会の所管事務調査として地域強靱化計画の制度を調査する例も見られます。**

### 【策定地方公共団体等の事例】

※ 議会に対しては、ほとんどの地方公共団体が説明、報告を行い、又は行う予定です。地域強靱化計画を条例により議会の議決対象計画として位置付けた地方公共団体の例も見受けられます。

## (3) その他

○**地域強靱化計画は「強靱な地域」をつくりあげるための地域独自の計画**であるという観点から、地域強靱化計画の中で、リスクへの対応方策（推進方針）等とは別に、当該計画の位置付けや地域の特性について**わかりやすく丁寧に示すことが重要**です。

○住民等への説得力ある説明を行う観点からは、当該計画の体裁等に関しても、できる限り分かりやすく示すための工夫を講じる必要があります。

## Ⅳ 計画の推進と不断の見直し等

### 1. 他の計画等の必要な見直し

- 地域強靱化計画は国土強靱化に係る地方公共団体の他の計画等の指針**であり、他の計画等の基本的方向や施策等が、強靱化の観点からも推進されることを通じて、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることとなります。
- このため、地域強靱化計画を基本として、国土強靱化に係る都道府県又は市町村の他の計画について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正をしかるべき時期に行うことが求められます。

### 2. 計画の進捗管理

- 国土強靱化は、強靱な国づくり・地域づくりであり、**長期的な視野をもつことが重要**ですが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるかわかりません。従って、長期的な視野をもちつつも、「**次の1年でどこまで成果をあげることができるか**」という**短期的な視点**も持ちながら、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことが肝要です。
- プログラムごとに**わかり易い指標（数値化した指標など）及び目標を設定**することが、施策の進捗管理を容易にする観点から、また、住民の理解を深める上でも有効と考えられます。
- 国においては、以下に示すように、法定計画である基本計画を策定した後に計画の進捗管理（PDCA サイクル）を行い、実効性を確保する観点から、各プログラムの推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを、基本計画とは別に、国土強靱化アクションプランとしてとりまとめました。**地方公共団体においても、地域強靱化計画を策定しただけで終わらせないようにすることが重要**であり、そのツールとして国の国土強靱化アクションプランに相当する内容を地域強靱化計画の中に盛り込む、又別に地域強靱化のアクションプランとして策定することが極めて有効です。
- 地方公共団体の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、全国を単位とした数値目標等を、地方公共団体を単位として集計し直したものだけでなく、地域の特性に応じた固有の数値目標等を記載することが考

えられます。また、個別事業についても、完成又は達成の目標年次について記載することも考えられます。

※具体的な数値目標の例

- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震率
- ・ 避難所となりうる施設における自家発電設備及び必要な燃料等<sup>〔※※〕</sup>の配備率  
〔※※〕 石油製品の備蓄や再生可能エネルギーの活用
- ・ 最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村の割合
- ・ 災害拠点病院における DMAT 保有率
- ・ 地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積

（参考）国における基本計画の進捗管理 ～国土強靱化アクションプランの策定～

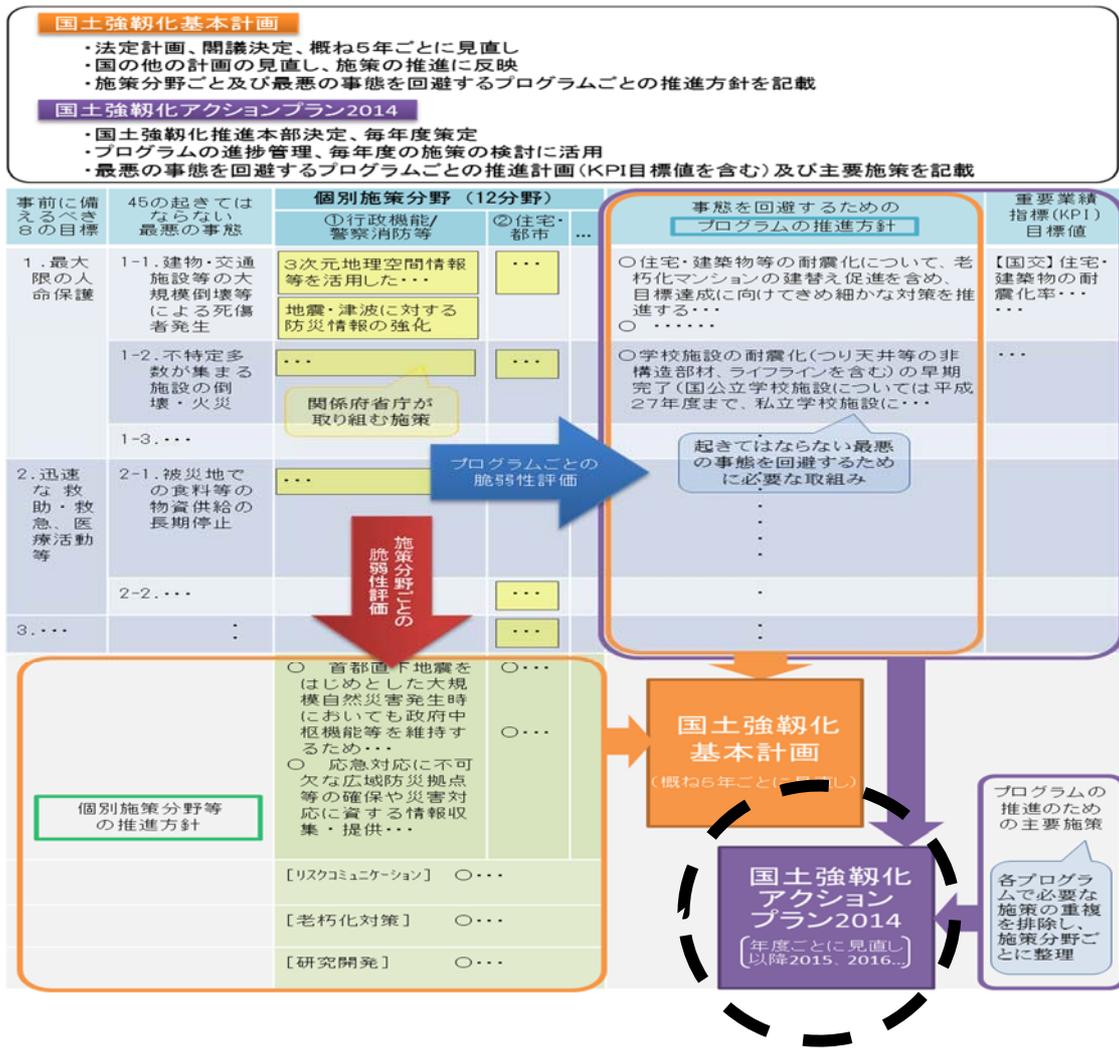
- 国土強靱化の着実な展開を図るためには、毎年度、関係府省庁の施策の進捗を、数値指標を用いて管理することが極めて重要です。
- そこで、国では、PDCA サイクルの一環として、基本計画とは別に、国土強靱化アクションプラン（次の「3. 計画の不断の見直しと段階的策定」でも述べます。）。を策定しています。基本計画の閣議決定と同日（平成 26 年 6 月 3 日）に国土強靱化アクションプラン 2014 を策定し、その後、毎年度、策定していますこの中には、プログラムごとに、達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）の目標値も加え、さらには、指標の変更及び精度向上のための検討を行い、充実に努めています。
- この国土強靱化アクションプランを毎年度策定することにより、プログラムの進捗を府省庁横断的に管理し、起きてはならない最悪の事態に対し常に最適なプログラムとなるような施策の検討・具体化を図ることとしており、計画の推進と不断の見直しにおいて極めて重要な役割をもつものと位置付けています。

※毎年度のアクションプランは、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。

（当該ホームページのアドレスは、

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/kihon.html](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html) です。）

〔参考〕 国土強靱化計画アクションプランの位置付け（イメージ）



【策定地方公共団体等の事例】

- ※ 計画の進捗管理に関してみると、地域強靱化計画の進捗状況を把握する等の観点から、地域強靱化計画とは別に、「強靱化アクションプラン」等を策定した例が複数、見受けられます。また、アクションプランに相当する計画を別途策定する代わりに、地域強靱化計画に盛り込まれた各プログラムを毎年度見直すこと等を通じて、地域強靱化計画の進捗管理を行う例があります。
- ※ 計画の推進を行うための体制に関し、地域強靱化計画の策定に向けた検討に当たり設置した地域強靱化計画推進本部の所掌事務として、同計画の策定のみならず、実施の推進及び進捗管理についても定めている例があります。
- ※ 域内の推進を図るための手立てに関し、広大な圏域の強靱化を図る観点から、地域強靱化計画中に「地域における施策展開の方向性」という一章を設け、圏域内の複数の地域ごとの特性に応じた取組を推進するため、当該地域

ごとに、主な自然災害リスク、地域特性等及び主な施策の展開方向を提示している例があります。

※ 指標に関し、地域強靱化計画を策定し公表した地方公共団体では、国の国土強靱化アクションプランに掲載している重要業績指標（KPI）を当該地方公共団体に置き換えたものの他、以下に例示する独自の指標を設定している例があります。

- ・ 公立小中学校等の各耐震化率
- ・ 家具類の固定（大部分固定）の促進（実施割合）
- ・ 老朽危険空き家・空き建築物の除却数
- ・ 避難路となる農道の整備率（延長）
- ・ 津波、洪水、内水の各ハザードマップ等を作成した市町村の各割合
- ・ 通常時の6割程度の発電容量と3日分の燃料を備えた自家発電設備を設置している災害拠点病院の割合
- ・ 新エネルギー導入量（発電分野、熱利用分野の別）
- ・ 可搬型発動発電機の所有数
- ・ 農業交流人口（の数）及び水産交流人口（の数）
- ・ 自分の住んでいる地域の危険度の理解の促進（認知率）
- ・ 緊急地震速報入手時に的確な行動ができる者の割合
- ・ 在住外国人のための防災研修の実施（年当たり参加者目標数の達成率）
- ・ 避難所運営リーダー養成数
- ・ 「防災クラブ」を設置する県立学校数
- ・ 防災士の資格を取得した県立学校教員数
- ・ リスク分散による企業立地件数

### 3. 計画の不断の見直しと段階的策定

- 基本計画では、国の他の計画の指針という性格上、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにしていることから、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしています。また、基本計画の策定に当たり行った脆弱性評価の手法について改善していくこととしており、より精度の高い脆弱性評価が可能になれば、基本計画を改定することになります。
- 毎年度策定する国土強靱化アクションプランについても、新たに発生した災害を踏まえた教訓を反映させて、施策やプログラムの進捗状況を把握・評価する指標及び目標の設定も不断に見直ししているところです。
- 地域強靱化計画及び国の国土強靱化アクションプランに相当するものについても、同様に、他の計画策定に伴う修正の反映を含め不断の見直しが必要と考えられます。むしろ、不断の見直しを前提に、とにかくまず地域強靱化計画を策定してみる、という発想も重要**です。
- 上記の例として地域強靱化計画をひとまず「特定分野の優先的かつ着実な推進」と位置付けて公表した後に、既存計画の見直しや役割分担の再編成、優先施策の決定などを庁内横断的に進め、行政全分野を網羅する新たな地域強靱化計画の策定を進めることを公表している地方公共団体もあります。
- 地域強靱化計画に基づく強靱化の推進と不断の見直しを通じて、強靱な地域づくりが平時から持続的に展開されることとなり、また、地域の特性を踏まえた強靱化の推進を通じて、地域ごとに多様で「強靱な地域」が形成されることとなるでしょう。

#### 【策定地方公共団体等の実例】

- ※ 軽微な地域強靱化計画の変更等については、計画本体の変更等ではなく、毎年度策定をするアクションプランによる施策の進捗確認の中で対応する旨をあらかじめ地域強靱化計画に記述している例もあります。
- ※ 都道府県の地域強靱化計画において、「市町村における強靱化計画の策定など関連施策の推進に当たっては、各市町村の取組が圏域全体の強靱化に結びつくよう、多面的な支援を行う」旨を述べている例があります。このように、都

道府県が地域強靱化計画について、市町村の地域強靱化計画策定に対する支援の実施について明らかにすることにより、当該地域全体の強靱化に向けた取組及び不断の見直しが一層推進します。

## V 国への相談等

- 地域強靱化計画は、その策定の手続きにおいて、国の認定等を受けることが必要となるものではありません。
- 地域強靱化計画は基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域強靱化計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域強靱化計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力することが望ましいと考えられます。**
- このため、**国においては、以下の相談窓口を設置**していますので、地方公共団体においては、**地域強靱化計画の策定にあたり必要な場合には、ご連絡下さい。**
- また、国においては、全国の地域強靱化計画の情報を収集し、策定に取り組まれる地方公共団体等へ情報提供しておりますので、**地域強靱化計画の策定に着手した場合や地域強靱化計画の策定した場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口にご連絡をお願いします。**

### 【国土強靱化に関する相談窓口】

- ① 地域強靱化計画の策定等に関する全般的な事項
  - ⇒ 内閣官房国土強靱化推進室
  - 住所：東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎第8号館）
  - 電話：03-6257-1775
- ② 地域強靱化計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項
  - ⇒ 各府省庁の支分部局等（一覧については別紙3（64頁）を参照。）

- なお、地域強靱化計画に国の交付金又は補助金が活用できる事業を位置付けたり、位置づけようとする場合には、国や地方公共団体の担当部局への相談等を行いつつ、進めることが有益と考えられます。平成28年1月に関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁による支援について」（概要については別紙4（72頁）を参照。詳細については、[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyoujinka/pdf/h270123\\_2.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyoujinka/pdf/h270123_2.pdf)を参照。）を対象となる交付金・補助金、問合せ先を掲載していますのでご活用下さい。

(別紙1) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組みは、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

#### (施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
- 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
- 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

#### (国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組みを尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

- 2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
  - 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

(国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(別紙2) 国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたる国土の脆弱性が高まる事態
		1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
		2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 矯正施設からの被收容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への基大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6 複数空港の同時被災
		5-7 金融サービス等の機能停止により商取引に基大な影響が発生する事態
		5-8 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7 風評被害等による国家経済等への基大な影響
	8 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※ 網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

(別紙3) 国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧

①地域強靱化計画の策定等に関する全般的な事項

府省庁名	相談窓口
内閣官房	内閣官房国土強靱化推進室 03-6257-1775 東京都千代田区永田町1-6-1 (中央合同庁舎第8号館)

②地域強靱化計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

府省庁名	相談窓口
内閣府 (防災)	内閣府政策統括官(防災担当)付 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館 ①内閣府が作成する被害想定について 参事官(調査・企画担当)付 03-3501-5693 (直通) ②地域強靱化計画と地域防災計画との関係について 参事官(防災計画担当)付 03-3501-6996 (直通) ③上記以外の内容について 参事官(総括担当)付 03-3501-5408 (直通)
内閣府 (防災を除く)	内閣府沖縄総合事務局 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎2号館 総務部主任調査官室 代表: 098-866-0031 (内線: 81253、81255) 直通: 098-866-0115
警察庁	警察庁警備局警備課災害対策室 東京都千代田区霞が関2-1-2 03-3581-0141 saitaishitsu@npa.go.jp 東北管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-221-7181 (内線 5860) tohoku_IPC2@npa.go.jp 関東管区警察局広域調整部広域調整第二課 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 048-600-6000 (内線 5542) kanto.keibi4@npa.go.jp 中部管区警察局広域調整部広域調整第二課 愛知県名古屋市中区三の丸2-1-1 052-951-6000 chubu_IPC@npa.go.jp 近畿管区警察局広域調整部広域調整第二課 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 06-6944-1234 中国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 広島県広島市中区上八丁堀6-30 082-228-6411 (内線 5860、5531)

府省庁名	相談窓口
警察庁	<p>四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 香川県高松市中野町 19-7 087-833-2111 shikoku_IPC2@npa.go.jp</p> <p>九州管区警察局広域調整部広域調整第二課 福岡県福岡市博多区東公園 7-7 092-622-5000 kyushu_IPC2@npa.go.jp</p>
金融庁	<p>金融庁総務企画局政策課 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館 03-3506-6000 (内線 3180、3179)</p>
消費者庁	<p>消費者庁消費者政策課 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 03-3507-9186 (直通)</p>
復興庁	<p>復興庁調査・調整班、地域班 東京都港区赤坂 1-9-13 03-5545-7230 (代表)</p>
総務省 (消防関係)	<p>消防庁総務課 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-5111 (内線 42132) fdma-kikaku@soumu.go.jp</p>
総務省 (情報通信関係)	<p>総務省情報流通行政局地域通信振興課 東京都千代田区霞が関 2-1-2 03-5253-5756 ict-kyoujinka@soumu.go.jp</p> <p>北海道総合通信局防災対策推進室 北海道札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎 011-747-6451 hokkaido-bousai@ml.soumu.go.jp</p> <p>東北総合通信局東日本大震災復興対策支援室 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 022-221-4333 kyoujin-toh@ml.soumu.go.jp</p> <p>関東総合通信局防災対策推進室 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 03-6238-1617 kanto-bosaishitu@soumu.go.jp</p> <p>信越総合通信局防災対策推進室 長野県長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎 026-234-9961 shinetsu-bousaisuishin@ml.soumu.go.jp</p> <p>北陸総合通信局防災対策推進室 石川県金沢市広坂 2-2-60 076-233-4479 hokuriku-dpo@soumu.go.jp</p> <p>東海総合通信局防災対策推進室 愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館 052-971-9115 bousai-tokai@soumu.go.jp</p> <p>近畿総合通信局防災対策推進室 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 06-6942-8504 kinsou-br@soumu.go.jp</p>

府省庁名	相談窓口
総務省 (情報通信関係)	<p>中国総合通信局防災対策推進室 広島県広島市中区東白島町 19-36 082-222-3371    bousai3-chugoku@ml.soumu.go.jp</p> <p>四国総合通信局防災対策推進室 愛媛県松山市宮田町 8-5 089-936-5081    shikoku-bousai@soumu.go.jp</p> <p>九州総合通信局防災対策推進室 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 096-326-7334    boutaisuisin-kyushu@ml.soumu.go.jp</p> <p>沖縄総合通信事務所防災対策推進室 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 098-865-2300    boutaisuisin-okinawa@ml.soumu.go.jp</p>
法務省	<p>法務省大臣官房秘書課広報室広報第二係 東京都千代田区霞が関 1-1-1 03-3580-4111 (内線 2051)</p>
外務省	<p>外務省大臣官房総務課危機管理調整室 東京都千代田区霞が関 2-2-1 03-5501-8059 (直通)</p>
財務省	<p>財務省大臣官房総合政策課政策推進室 東京都千代田区霞が関 3-3-1 03-3581-4111 (内線 5162)</p>
文部科学省	<p>文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課 東京都千代田区霞が関 3-2-2 03-5253-4111 (内線 3700)</p>
厚生労働省	<p>厚生労働省 東京都千代田区霞が関 1-2-2 03-5253-1111 (代表)</p> <p>①上水道施設の耐震化の推進、ノウハウの強化等について 健康局水道課    内線：4009    suidougi-jutsu@mhlw.go.jp</p> <p>②広域的かつ大規模な災害の際の、適切な医療機能の提供のあり方及び災害拠点病院等の耐震化の推進について 医政局総務課    内線：2518</p> <p>③福祉施設の耐震化の推進について (i) 社会・援護局福祉基盤課    内線：2863 (ii) 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課    内線：3035 (iii) 老健局高齢者支援課    内線：3928 (iv) 雇用均等・児童家庭局総務課    内線：7830 (V) 雇用均等・児童家庭局保育課    内線：7927</p> <p>④広域的な福祉支援ネットワークの構築について 社会・援護局福祉基盤課    内線：2866</p> <p>⑤予防接種の推進、消毒や害虫駆除等について 健康局結核感染症課    内線：2375    SARSOPC@mhlw.go.jp</p> <p>⑥その他厚生労働省案件 大臣官房厚生科学課    内線：2830</p>

府省庁名	相談窓口
農林水産省	<p>①食料・農業農村整備に関する施策について</p> <p>東北農政局農村振興部設計課事業調整室 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 022-263-1111（内線 4343）</p> <p>関東農政局農村振興部設計課事業調整室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-0600（内線 3570）</p> <p>北陸農政局農村振興部設計課事業調整室 石川県金沢市広坂2-2-60 076-263-2161（内線 3521）</p> <p>東海農政局農村振興部設計課事業調整室 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 052-201-7271（内線 2626）</p> <p>近畿農政局農村振興部設計課事業調整室 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 075-451-9161（内線 2523）</p> <p>中国四国農政局農村振興部設計課事業調整室 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 086-224-4511（内線 2621、2611）</p> <p>九州農政局農村振興部設計課事業調整室 熊本県熊本市西区春日2-10-1 096-211-9111（内線 4726）</p> <p>国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課 北海道札幌市北区北8条西2丁目第1合同庁舎 011-709-2311（内線 5556）</p> <p>内閣府沖縄総合事務局農林水産部農振振興課 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 098-866-0031（内線 83341）</p>
	<p>②森林・林業に関する施策について</p> <p>(i) 国有林について</p> <p>北海道森林管理局総務企画部企画課 北海道札幌市中央区宮の森3条7-70 011-622-5228（直通）</p> <p>東北森林管理局総務企画部企画調整課 秋田県秋田市中通5-9-16 018-836-2276（直通）</p> <p>関東森林管理局総務企画部企画調整課 群馬県前橋市岩神町4-16-25 027-210-1150（直通）</p> <p>中部森林管理局総務企画部企画調整課 長野県長野市大字栗田715-5 026-236-2515（直通）</p>

府省庁名	相談窓口
農林水産省	<p>近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 06-6881-3403 (直通)</p> <p>四国森林管理局総務企画部企画調整課 高知県高知市丸ノ内 1-3-30 088-821-2160 (直通)</p> <p>九州森林管理局総務企画部企画調整課 熊本県熊本市西区京町本丁 2-7 096-328-3511 (直通)</p> <p>(ii) (i) 以外の森林・林業施策について</p> <p>農林水産省林野庁森林農村振興部各事業担当課 (都道府県林務担当部局経由) 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 計画課 6143、整備課 6172、治山課 6194)</p> <p>③水産に関する施策について 農林水産省水産庁漁港漁場農村振興部防災漁村課 東京都千代田区霞が関 1-2-1 03-3502-8111 (内線 6903)</p>
経済産業省	<p>経済産業省資源エネルギー庁総合政策課 東京都千代田区霞が関 1-3-1 03-3501-2669 (直通)</p> <p>北海道経済産業局総務課 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 011-709-1773 (直通)</p> <p>東北経済産業局総務課 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 022-221-4856 (直通)</p> <p>関東経済産業局資源エネルギー環境課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 048-600-0353 (直通)</p> <p>中部経済産業局総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 052-951-2683 (直通)</p> <p>中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課 富山県富山市牛島新町 11-7 富山地方合同庁舎 3 階 076-432-5588 (直通)</p> <p>近畿経済産業局総務課 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 06-6966-6001 (直通)</p> <p>中国経済産業局総務課 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 082-224-5615 (直通)</p> <p>四国経済産業局総務課 香川県高松市サンポート 3-33 087-811-8503 (直通)</p> <p>九州経済産業局総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 092-482-5405 (直通)</p>

府省庁名	相談窓口
国土交通省	<p>①地方整備局関係</p> <p>東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022-225-2171 (内線 3156、6132) kou-suishin-all@thr.mlit.go.jp</p> <p>関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1945 (直通) ktr-kokudokeisei@ml.mlit.go.jp</p> <p>北陸地方整備局北陸圏広域地方計画推進室 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 025-370-6687 (直通) hokuriku-localplan@hrr.mlit.go.jp</p> <p>中部地方整備局中部圏広域地方計画推進室 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館 052-953-8127 (直通) cbr-cusui@mlit.go.jp</p> <p>近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室 大阪府大阪府中央区大手前1-5-4 4大阪合同庁舎1号館 06-6942-1141 (内線 3216) suishinshitsu@kkr.mlit.go.jp</p> <p>中国地方整備局中国圏広域地方計画推進室 広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館 082-221-9231 (内線 3221) opinionkokudo@cgr.mlit.go.jp</p> <p>四国地方整備局四国圏広域地方計画推進室 香川県高松市サンポート3-33 087-811-8309 (直通) skr-kokudokyoujin@mlit.go.jp</p> <p>九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第二合同庁舎 092-476-3543 (直通) kyoujin-ks01@qsr.mlit.go.jp</p> <p>②北海道開発局関係 北海道開発局開発監理部開発調整課 北海道札幌市北区北8条西2丁目 011-709-9216 (直通) hkd-ky-infra@ml.mlit.go.jp</p> <p>③地方運輸局関係 北海道運輸局総務部総務課 北海道札幌市中央区大通西10丁目 011-271-2711 (直通) soumu-b52rm@hkt.mlit.go.jp</p> <p>東北運輸局総務部総務課 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 022-791-7504 (内線 219) tht-som-som@ml.mlit.go.jp</p> <p>北陸信越運輸局総務部総務課 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1新潟美咲合同庁舎2号館 025-285-9000 (直通) hrt-hokushin-anzen-bousai@ml.mlit.go.jp</p>

府省庁名	相談窓口
国土交通省	<p>関東運輸局総務部総務課 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 17 階 045-211-7204 (直通) ky-soumu@ktt.mlit.go.jp</p> <p>中部運輸局総務部総務課 愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館 052-952-8002 (直通) sohmu-k56aa@cbt.mlit.go.jp</p> <p>近畿運輸局総務部総務課 大阪市中央区大手前 4-1-76 06-6949-6404 (音声案内が流れたら 5 をプッシュ) kinki-s57xs@mlit.go.jp</p> <p>神戸運輸監理部総務企画部安全防災・危機管理調整官 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 078-321-3473 (直通) kbm-kobe-anboukiki@ml.mlit.go.jp</p> <p>中国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 広島県広島市上八丁堀 6-30 082-228-3434 (内線 3-4102) soumubu-k59yo@cgt.mlit.go.jp</p> <p>四国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 香川県高松市松島町 1-17-33 087-835-6375 (直通) skt-kyojinka@ml.mlit.go.jp</p> <p>九州運輸局総務部総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 092-472-2312 (直通) kyushu-bousai@qst.mlit.go.jp</p> <p>④海上保安関係 海上保安庁総務部政務課 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 03-3580-2083 (直通) jcghseimu11-4b4j@mlit.go.jp</p> <p>⑤沖縄関係 (国土交通省所管事項) 内閣府沖縄総合事務局総務部主任調査官室 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 098-866-0031 (内線: 81253、81255)、098-866-0115 (直通)</p> <p>⑥その他 国土交通省国土政策局総合計画課 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 2 号館 03-5253-8356</p>
環境省	<p>環境省 東京都千代田区霞が関 1-2-2</p> <p>①「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の提供について 環境保健部環境安全課 03-3581-3351 (内線 6390) ehs@env.go.jp</p>

府省庁名	相談窓口
環境省	<p>②自然生態系が有する防災・減災機能の評価について            自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室            03-5521-8275（直通） NBSAP@env. go. jp</p> <p>③森林等の荒廃を防ぐための鳥獣管理について            自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室            03-5521-8285（直通） shizen-choju@env. go. jp</p> <p>④災害廃棄物、浄化槽関連の施策・事業について            廃棄物・リサイクル対策部企画課            03-5521-9268（直通） hairi-kikaku@env. go. jp</p> <p>⑤上記以外の内容について            大臣官房総務課政策評価室            03-5521-8326（直通） kanbo-seisaku@env. go. jp</p>
防衛省	<p>北海道防衛局企画部地方調整課地方協力確保室            北海道札幌市中央区大通西12丁目（札幌第3合同庁舎）            011-272-7571 chouseika@hokkaido. rdb. mod. go. jp</p> <p>東北防衛局企画部地方調整課地方協力確保室            宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15（仙台第3合同庁舎）            022-297-8212</p> <p>北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課事態対処支援室            埼玉県さいたま市中央区新都心2-1（さいたま新都心合同庁舎2号館）            048-600-1800（内線2707）</p> <p>南関東防衛局企画部地方調整課地方協力確保室            神奈川県横浜市中区北仲通5-57（横浜第2合同庁舎）            045-211-7102</p> <p>近畿中部防衛局企画部地方調整課地方協力確保室            大阪府大阪市中央区大手前4-1-67（大阪合同庁舎第2号館）            06-6945-4956</p> <p>中国四国防衛局企画部地方調整課地方協力確保室            広島県広島市中区上八丁堀6-30（広島合同庁舎4号館）            082-223-7153</p> <p>九州防衛局企画部地方調整課地方協力確保室            福岡市博多区博多駅東2-10-7（福岡第2合同庁舎）            092-483-8816</p> <p>沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室            沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9            098-921-8181（内線213、220、237）            h-kakuho@okinawa. rdb. mod. go. jp</p>

(別紙4) 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について

### 趣旨

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。

地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組の推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの(平成28年1月14日開催の関係府省庁連絡会議において決定)。

### 概要

#### ○ 標記関係府省庁の支援についての方向性

地方公共団体により策定される国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、政府として、以下に掲げる32の関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じる。

#### ○ 標記関係府省庁の支援の内容

・以下に掲げる交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮

【内閣府】地方創生推進交付金、都市再生安全確保計画策定事業費補助金

【警察庁】都道府県警察施設整備費補助金(警察施設整備関係)、特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

【総務省】地域公共ネットワーク等強靱化事業費補助金(放送ネットワーク整備支援事業)、無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業、無線システム普及支援事業(周波数有効利用促進事業)、消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

【文部科学省】学校施設環境改善交付金

【厚労省】社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、保育所等整備交付金、

【農水省】農村地域防災減災事業、農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策、強い農業づくり交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、次世代林業基盤づくり交付金のうち森林・林業再生基盤づくり交付金、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、水産基盤整備事業、強い水産業づくり交付金、農山漁村地域整備交付金、海岸事業(漁港海岸)

【経産省】自立防災型高効率給湯器導入支援補助金、石油製品利用促進対策事業費補助金、地域エネルギー供給拠点整備事業費補助金、石油製品流通網維持強化事業費補助金

【国交省】防災・安全交付金

【環境省】循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

・上記のほか、「公共施設等総合管理計画」の策定に係る地方財政措置

注：本件「関係府省庁による支援について」の詳細については、

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyoujinka/pdf/h28sien.pdf>

を参照して下さい。なお、本件「関係府省庁による支援について」に係る交付金又は補助金に関するお問合せ先についても、併せて掲載しています。

## (別紙5) 国土強靱化推進に関する国等の取組等

国土強靱化に関する国等の取組等につき内閣官房のホームページにおいて掲載し、充実を図っています。

(当該ホームページのアドレスは、[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/)です。)

[英語 \(ENGLISH\)](#)

# こくどきょうじんか 国土強靱化

強くて、しなやかなニッポンへ  
**強国  
強靱化土**  
NATIONAL  
RESILIENCE

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組みは、国家のリスクマネジメントであり、強くてしなやかな国をつくることです。また、日本の産業競争力の強化であり、安全・安心な生活づくりであり、それを実現する人の力を創ることで、国民の命と財産を守り抜きます。

[ロゴマークについて](#)

国土強靱化とは？

関係法令

国土強靱化推進本部

国土強靱化基本計画

脆弱性評価

地域強靱化計画

国土強靱化関係予算

民間の取組

懇談会等

広 報

これまでの取組

地域強靱化計画  
取組MAP

強くて、しなやかな  
ニッポンへ

なでしこジャパン  
監督 宮本 聖志

レジリエンス・ジャパン  
**国土強靱化  
キックオフ!**

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組みは、国家のリスクマネジメントであり、強くてしなやかな国をつくること。また、ニッポンの産業競争力の強化であり、安全・安心な生活づくりであり、それを実現するひとの力をつくることです。国民の命と財産を守り抜きます!

内閣官房 国土強靱化推進室

関係部署: 防災・レジリエンス (国・地方) 連絡先: 03-3581-1111 [http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/)

## (別紙6) 地域強靱化計画関連 Q&A

Q1 地域強靱化計画を策定するメリットは何ですか。

(A)

1. 基本法第四条に「地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、地域強靱化計画を策定することは、この責務を総合的、計画的に実施することを可能とするものです。

2. 地域強靱化計画に位置付けられた施策(事業)は、国土強靱化を推進するために不可欠な施策(事業)であるとの関係者の共通理解が形成されるため、その円滑な推進が期待できます。

3. 国土強靱化を推進するために3.2 交付金・補助金を活用する場合は、更に配分にあたり「一定程度配慮(いわゆる優先配分)」されることになっており、強靱化の取組を加速することができます。

4. 一般論として、地域強靱化計画を策定することで、住民に安全、安心な地域づくりについてアピールできるとともに、民間企業の本社、工場の移転などの投資を呼び込むうえで、中長期的には被災による投資リスクが低く競争力が高まるため、地域強靱化計画を策定していない地域に比べて地方創生の面からも有利であると考えられます。

Q2 都道府県・市町村にとって、地域強靱化計画の策定は義務なのですか。

(A)

1. 地域強靱化計画について、基本法第十三条では「都道府県又は市町村は、(中略)国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定めており策定は義務ではありません。

2. しかしながら、同法第四条では「地方公共団体は、基本法第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、地域強靱化計画を策定することは、この責務を総合的、計画的に実施することを可能とするものです。

3. なお、現在、全ての都道府県で地域強靱化計画が策定済み又は策定着手となっているが、地域の強靱化を進めるためには、広域的な地方公共団体である都道府県とともに基礎的な地方公共団体である市町村の取組も重要です。

4. したがって、市町村においても、地域強靱化計画の策定に関する検討を含め、積極的に国土強靱化に関する取組を進めていただきたい。

Q3 地域強靱化計画はどのような構成で何を記述するのですか。

(A)

1. 地域強靱化計画の基本的な構成としては、国土強靱化基本計画（※）と調和が保たれる必要があるが（基本法第十四条）、それぞれの都道府県・市町村における地域特性の違いを考慮し、地域強靱化計画の構成に一定の柔軟性を持たせることも重要と考えています。

2. 基本法においては、地域強靱化計画で定める事項について具体的に定められていないが、内閣官房において本「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第3版）」を公表し、地域強靱化計画の基本的な構成等について検討する際の留意点等をお示ししています。

3. いずれにしても地域強靱化計画は、各地方公共団体における国土強靱化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものであり、このような位置づけにふさわしい記述を行い、基本法第十三条に基づく計画であることを明確にすることが適当です。

（※）国土強靱化基本計画の構成

- 第1章 国土強靱化の基本的考え方
- 第2章 脆弱性評価
- 第3章 国土強靱化の推進方針
- 第4章 計画の推進と不断の見直し

Q4 地域強靱化計画の策定にあたって脆弱性評価は必要なのですか。

(A)

1. 地域強靱化計画の策定にあたっては、基本法第九条の規定の趣旨などを踏まえ脆弱性評価を行うことが必要と考えています。

2. この趣旨は、起きてはならない最悪の事態を回避するうえで、地域の脆弱性を評価することにより、人命保護などの観点から国土強靱化の推進を図るために必要な取組を明らかにするものであり、地方公共団体の積極的な取組を期待しているところです。

Q5 地域強靱化計画で、個別の事業について具体的に言及してもよいのですか。

(A)

1. 国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

などを基本目標として推進することとされています。

2. これらの基本目標に従って、地域の特性を十分に踏まえて、どのような施策が必要かについて検討していただいた上で、施策の推進上、必要となる個別の事業について具体的に位置付けることも考えられます。

Q6 国が行う個別の事業も地域強靱化計画に位置付けてよいのですか。

(A)

1. 各地域の国土強靱化を推進するためには、地方公共団体自らの施策と併せて、国等の施策も連携して推進する必要がある場合があるものと想定されます。

2. このため、地域強靱化計画に、国が行う個別の事業を位置付けることも考えられます。

3. この場合、地域強靱化計画の実効性の観点から必要に応じ、国の関係機関等とよく相談していただくことが重要と考えており、本「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第3版）」において国の相談窓口をお知らせしているところです。

Q7 複数の市町村が合同で地域強靱化計画を策定することは可能ですか。複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体と調整をとった上で地域強靱化計画に位置付ける必要があるのですか。

(A)

1. 複数の市町村が合同で、地域強靱化計画を策定することは可能です。
2. その際、複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体で調整をとった上で地域強靱化計画に位置付ける必要があります（参考：基本法第六条）。
3. その際には、次の点について配慮が必要です。
  - ① 地域強靱化計画の記載内容が国土強靱化についてすべての構成団体に共通して指針となるものと、一部の構成団体にのみ指針となるものがあるため、それらの記述を工夫し書き分けることにより、どの記述がどの団体に関するかの対応を明確に区分する。
  - ② 記載内容の区分は、計画のフォローアップ、改訂の際に支障とならないよう配慮することが重要（例：重要業績指標（KPI）の団体別内訳など）。

Q8 市町村における地域強靱化計画は、都道府県計画と調和を保つ必要があるのか。また、市町村の地域強靱化計画は、都道府県の地域強靱化計画が策定された後に策定する必要があるのですか。

(A)

1. 基本法においては、都道府県が策定した地域強靱化計画と市町村が策定した地域強靱化計画との調和規定は設けられていません。

2. しかしながら、都道府県や市町村が策定する地域強靱化計画は、それぞれが国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない（基本法第十四条）こととされているため、両計画はおのずと調和が保たれたものになります。

3. また、都道府県が地域強靱化計画を策定する前であっても、市町村が地域強靱化計画を策定することは可能です。

4. いずれにせよ、国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、国土強靱化の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第六条）こととされており、市町村においては、都道府県等と十分に調整をとりながら地域強靱化計画の策定作業を進めていただくことが肝要と考えています。

（5. なお、平成28年3月24日現在、計画策定中（予定を含む）が27府県、策定済みが20都道県となっており、多くの場合、都道府県の地域強靱化計画（策定中を含む）を参考に市町村の地域強靱化計画を策定することが可能と考えられます。）

Q9 具体的な個別施策が国土強靱化に該当する施策か否かをどのように判断すべきなのか。

(A)

1. 国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

などを基本目標として推進することとされています。

2. そのため、起きてはならない最悪の事態を特定し、その事態を回避あるいは起きたとしても致命傷を負わないために、どのような施策が必要かという観点から検討していただいた上で、ご判断いただきたい。

Q10 国土強靱化は公共事業の推進のためのものと理解をしており、必要な公共事業は計画的に実施しているが、地域強靱化計画を策定する必要性があるのですか。

(A)

1. 国土強靱化は、国民の生命、財産等を保護し影響を最小化するためにはハード対策だけでは不十分であり、ソフト・ハードを組み合わせ、重点化・優先順位付けを行い民間資金等も活用しながら、起きてはならない最悪の事態を回避するため、強くしなやかな国づくりを計画的に進めていくものです。

2. したがって、国土強靱化は公共事業の推進のためのものというのは誤解。

3. 現に、策定済みの地域強靱化計画には、公共事業以外にも多く取り入れられています。

具体的には、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施など多くの対策が盛り込まれています。